

# 新市建設計画

平成17年2月



弘前・岩木・相馬市町村合併協議会



# 新市建設計画

— 自然と共に生きる豊かな産業・文化都市 —

# 目 次

第1章 総 論	ページ
1 合併の必要性 .....	4
(1) 人口の減少、少子高齢化の進展	
(2) 住民の日常生活圏の拡大	
(3) 行政ニーズの多様化・高度化	
(4) 地方分権の進展	
(5) 厳しい財政状況	
2 計画策定の方針 .....	6
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の構成	
(3) 計画期間	
3 新市の概況 .....	7
(1) 位置・地勢の概況	
(2) 人口・世帯等の概況	
(3) 主要指標の見通し	
4 まちづくりの主要課題 .....	26
(1) 時代の潮流	
(2) 地域のまちづくり戦略	
(3) 行財政運営	
第2章 まちづくりの基本方針	
1 新市の目標 .....	29
2 新市の将来像 .....	30
(1) 人とふれあい、人が輝くまち	
(2) 伝統を大切に、文化が育つまち	
(3) 地域資源を生かした豊かな産業のまち	
(4) 自然と調和した潤いのあるまち	
(5) 安全で快適なあずましいまち	
3 土地利用と地域別まちづくりの方針 .....	32
(1) 土地利用の方針	
(2) 地域別まちづくりの方針	
(3) 観光交流ネットワークの方向	

### 第3章 重点施策

1 施策の体系 .....	36
2 合併戦略プロジェクト .....	38
(1) 一体感のあるまちづくりプロジェクト	
(2) 地域の均衡ある発展プロジェクト	
3 重点施策 .....	40
「人とふれあい、人が輝くまち」	
(1) 子どもがのびのびと育つ環境の整備	
(2) 誰もがいきいきと活動できる環境の整備	
「伝統を大切に、文化が育つまち」	
(1) 地域伝統文化の保存と創造	
(2) 文化とスポーツの振興	
「地域資源を生かした豊かな産業のまち」	
(1) 自然・農村・都市の観光資源の連携	
(2) 地域ブランド品生産販売の強化	
(3) 農林業持続・発展の基盤づくり	
(4) 商業・工業の振興	
(5) 産・学・官の連携による新産業の創出	
「自然と調和した潤いのあるまち」	
(1) 自然環境の保全と潤いのある空間の整備	
(2) 廃棄物の減量と処理対策の推進	
「安全で快適なあずましいまち」	
(1) 安全な生活環境の整備	
(2) 快適で便利な都市基盤の整備	
4 計画の推進に向けて .....	47
(1) 市民との連携と協働	
(2) 行財政運営の効率化	

第4章 青森県事業の推進 .....	48
--------------------	----

第5章 公共的施設の適正配置と整備 .....	50
-------------------------	----

第6章 財政計画 .....	51
----------------	----

資料 用語解説 .....	58
---------------	----

# 第1章 総論

## 1 合併の必要性

人口の減少や少子高齢化の進展、日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化・高度化、地方分権<sup>①</sup>の進展、厳しい財政状況など、地方を取り巻く環境が大きく変化しています。

住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、これらの課題に的確に対応するため、地域住民の意識に十分配慮しながら、広域的な視点に立って地域の将来を考え、まちづくりを進めていくことが必要となっています。

このような認識から、弘前市、岩木町、相馬村の3市町村は、弘前・岩木・相馬市町村合併協議会を設置し、一体となって次の課題に取り組むこととしました。

### (1) 人口の減少、少子高齢化の進展

人口の減少や少子高齢化の進展により、労働力や税収の減少など地域経済や地域の活力の低下が懸念される中で、保健・福祉・医療、教育、産業など、さまざまな分野において行政の役割が増大することが予想されます。

特に、保健・福祉・医療の分野においては、高齢者への福祉サービスや少子化対策などが大きな課題となり、専門職員の配置・充実や体制づくりなどのために、人材の確保や財政力の強化が求められています。

### (2) 住民の日常生活圏の拡大

車社会の進展や道路網の整備、情報通信手段の発達などに伴って、通勤、通学、医療、買い物（商圈）など、住民の日常生活における行動範囲は、住んでいる市町村の枠を越えて拡大しています。それに伴って、基盤施設の整備や各種のサービスの提供、体制の充実など、行政運営の面においても、現在の市町村の枠を越えた対応が求められています。

当地域では、消防、ごみ・し尿処理、要介護認定審査などの事務を共同で行ってきた実績がありますが、今後、これら以外の保健・医療・福祉、生活環境、都市計画、産業など多くの分野で、一体的かつ総合的なまちづくりが求められています。

### (3) 行政ニーズの多様化・高度化

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景にして、住民の生き方や価値観が多様化してきています。

住民は、経済的な豊かさとともに、精神的な豊かさを求めており、コミュニティ活動やボランティア活動、国際交流、環境、教育・文化・スポーツ、保健・福祉・医療などの分野を中心に、行政に対する要求も多様化・高度化が進んでいます。

新たな行政需要や高度な施策要求などに的確に対応していくための専門的、弾力的な行財政運営が求められています。

### (4) 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴って、国と地方公共団体の役割分担の見直しが進められており、今後、住民に身近な事務の権限が移譲され、市町村の事務となることが予想されます。

地方分権の進展により、地域が真に望むまちづくりやサービスの提供が可能になります。自ら施策を企画・立案し実行する能力と事業を自ら選択して実施するための財政基盤の強化など、地方分権社会の到来にふさわしい行財政体制の整備が求められています。

### (5) 厳しい財政状況

現在、国、地方の財政状況はきわめて厳しい状況にあります。

平成16年度末の国と地方の長期債務<sup>※</sup>残高は、740兆円（国民一人当たりおよそ583万円）にのぼることが見込まれています。

さらに、国の「三位一体改革<sup>※</sup>」により、税源移譲<sup>※</sup>が進むものの地方交付税<sup>※</sup>の見直しや各種補助金の削減がなされ、地方自治体の行財政運営はますます厳しくなっていくことが予想されます。

こうした状況のもと、国や県への財源依存度の高い本地域はこの影響を直接的に受けることとなりますが、今後、多様化する行政ニーズへの対応やこれまでのサービス水準を維持していくために、財政の健全性を確保しながら、限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

※は P.58以降の用語解説参照

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、弘前市、岩木町、相馬村の合併後の新市の建設を、行政と市民の協働<sup>※</sup>により、総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定してその実現を図ることにより、3市町村の住民福祉の向上と地域の均衡ある発展、速やかな一体化を促進するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、地方自治法に基づき新市において策定する基本構想、及び基本計画に委ねるものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、重点施策、青森県事業の推進、公共的施設の適正配置と整備、財政計画などで構成します。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。



### 3 新市の概況

#### (1) 位置・地勢の概況

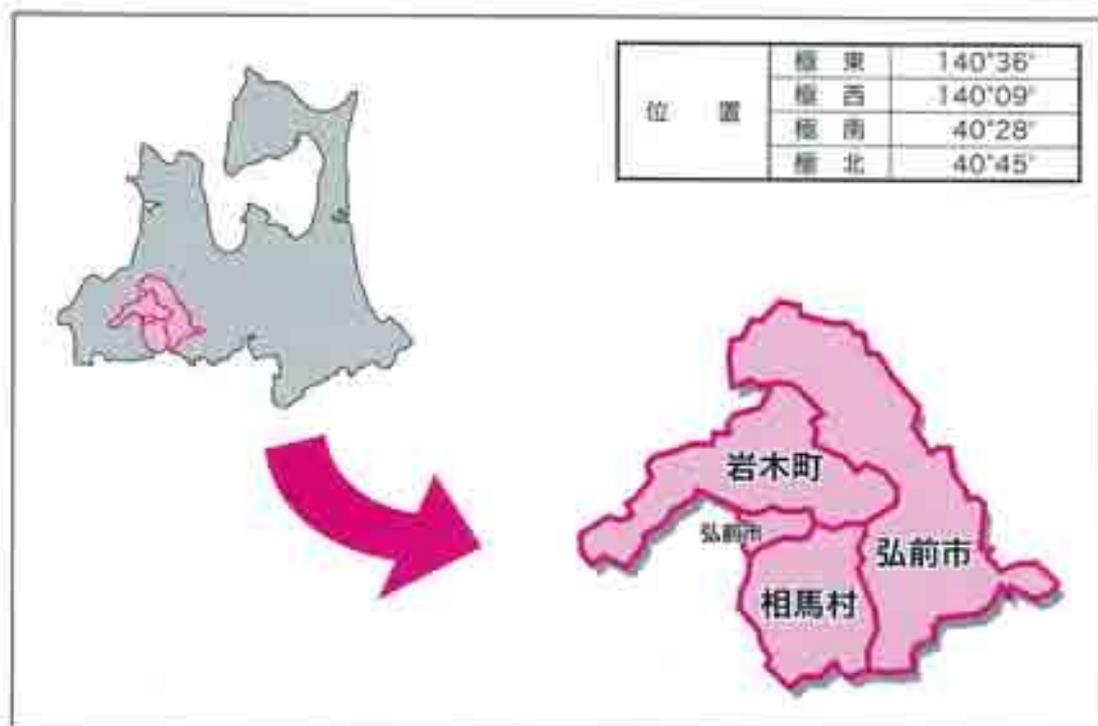
##### ① 位置・地勢

新市は、青森県の西南部に位置し、総面積523.60km<sup>2</sup>の内陸型地域となります。

東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に「津軽富士」と呼ばれる青森県最高峰の霊峰岩木山を有し、南には、秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、やがては十三湖を経て日本海へ注ぐ県内最大流域面積の一級河川岩木川が、約30kmにおよび緩やかに北流しています。この岩木川には平川、浅瀬石川が合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野では県内屈指の穀倉地帯を形成しています。また、平野周辺部の小高い丘陵地帯には、青森県の基幹農産物であるりんごの約4割を生産する樹園地が85.44km<sup>2</sup>にわたり広がっています。

さらに、その地域を取りまくように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

#### 【位 置】



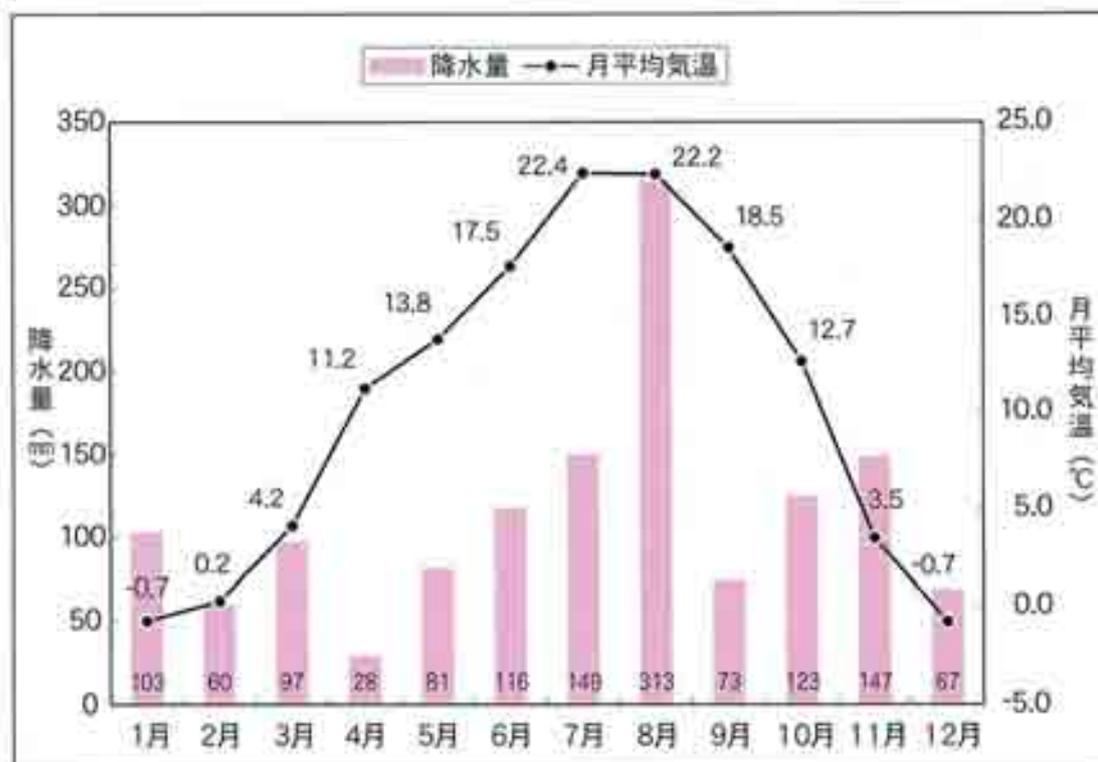
※は P.58以降の用語解説参照

## ② 気候

気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属していますが、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあつては、比較的温暖で恵まれた地域です。

季節の移り変わりがはっきりし、桜や紅葉など四季折々の美しい津軽の自然を満喫できます。

【平均気温と降水量（平成14年）】



注) 1～3月、11～12月については、雪を雨換算して観測しています。

資料 | 青森県統計年鑑

### ③ 土地利用

面積は、523.60km<sup>2</sup>で、青森県内総面積の約5.5%を占めています。市町村別で見ると、弘前市が一番広く次いで岩木町、相馬村の順となっています。

土地の利用状況の内訳は、田(10.0%)、畑(20.2%)、宅地(6.0%)、山林(20.8%)などとなっており、その多くは農用地、森林など自然的土地として利用されています。

また、弘前市と岩木町は、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域<sup>※</sup>面積は2,813ha、市街化調整区域<sup>※</sup>面積は15,084haです。

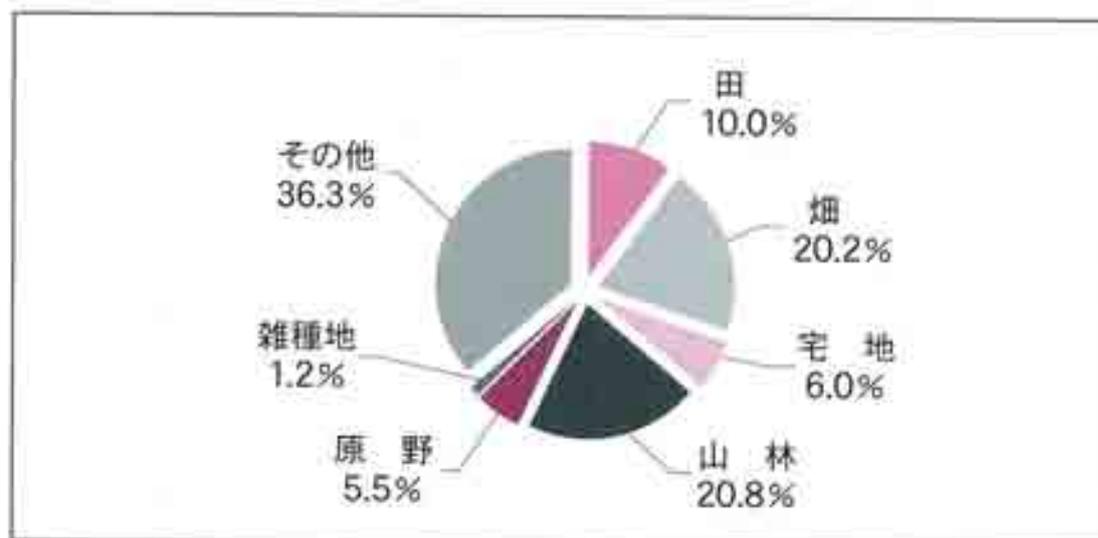
【面積及び構成割合】

(単位：km<sup>2</sup>、%)

	面積	構成割合
弘前市	273.81	52.3
岩木町	146.25	27.9
相馬村	103.54	19.8
合計	523.60	100.0

平成15年1月1日現在  
資料：固定資産概要調査

【土地利用状況(全体)】



資料：固定資産概要調査

※は P.58以降の用語解説参照

### 【地目別面積】

(単位：km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
弘前市	40.14	71.25	27.41	26.26	18.58	3.42	86.75	273.81
岩木町	10.68	24.61	3.22	15.52	8.56	2.59	81.07	146.25
相馬村	1.54	9.81	0.96	66.95	1.71	0.46	22.01	103.54
合計	52.46	105.67	31.59	108.73	28.85	6.47	189.83	523.60

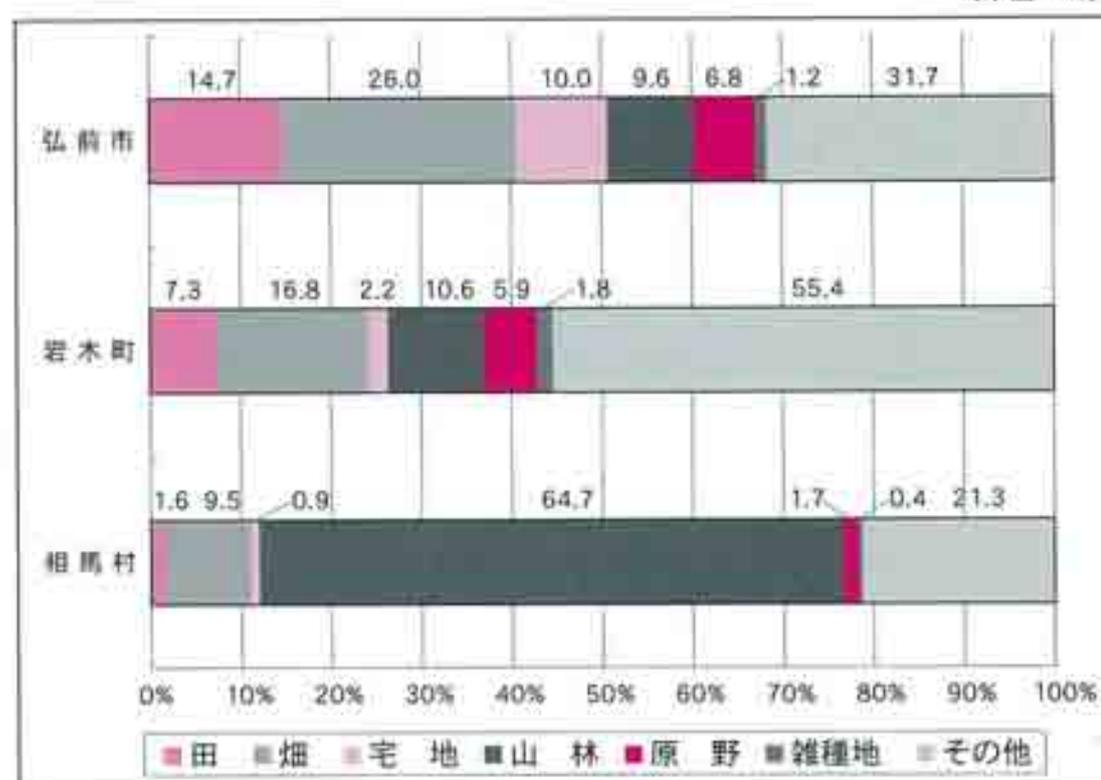
注) その他の中には「国有林」、「国定公園」、「道路」、「河川」等が含まれています。

平成16年1月1日現在

資料：固定資産課税調査

### 【地目別構成割合】

(単位：%)



### 【都市計画区域の指定状況】

	弘前市	岩木町	相馬村	計
都市計画区域面積 (ha)	12,656	5,241		17,897
【対行政区割合】%	46.2	35.8		34.2
市街化区域面積 (ha)	2,696	117		2,813
用途地域の指定面積 (ha)	2,696	117		2,813
市街化調整区域面積 (ha)	9,960	5,124		15,084

資料：各市町村調べ

#### ④ 地域資源

3市町村は、悠久の歴史の中で培われ、それぞれ守り伝えてきたまつりや伝統、芸能、名所、旧跡があり、そして、人々のくらしを癒し、親しみ、育んできた四季折々の豊かな自然に恵まれた地域です。

太陽と大地の恵みと、そこに住む人々が育てたりんごや米などの名産、特産品があり、また、生きがいをもち多彩な学習やスポーツができる施設が設置されています。

3市町村は、これらの地域資源を生かしたそれぞれ個性的なまちづくりを進めてきました。

	主な祭・行事・芸能	主な名産・特産品	主な施設	主な名所、旧跡 みどころ
弘前市	弘前さくらまつり、弘前ねぶたまつり、弘前城菊と紅葉まつり、弘前城雪燈籠まつり、津軽神楽、獅子舞、津軽三味線	りんご、津軽塗、こぎん刺し、ブナコ、あけびづる細工、津軽珪、下川原焼、津軽せんべい、地酒、りんご加工品	青森県武道館、市立観光館、市立博物館、弘前文化センター、弘前市総合学習センター	弘前城跡（弘前公園）、りんご公園、長勝寺と禅林33ヶ寺、最勝院五重塔、新寺町寺院街、沖町伝統的建造物群保存地区、弘前城植物園、藤田記念庭園、追手門広場、瑞雲園
岩木町	お山参詣、岩木山スキーマラソン大会、岩木山温泉郷廿四まつり、岩木夏まつり、登山囃子、獅子舞	りんご、蕨きみ、山菜加工品、こぎん刺し、あけび細工、竹細工、マクギ飯、漬物	岩木山総合公園、岩木町B&G海洋センター、アソベの森「いわき荘」、岩木文化センター「あそべる」、百沢スキー場、桜林公園コテージ、鴨海要記念陶房館、岩木トレイルセンター	岩木山、岩木山温泉郷、岩木山神社、高照神社、津軽岩木スカイライン、巖高原、世界一の桜並木
相馬村	獅子舞、登山囃子、星の里マラソン、星まつり、ウインターフェスティバル、ろうそくまつり	りんご、りんごジュース、純米酒、箱ナメコ、ブルーングイン	星の窟「白鳥座」、天文台「銀河」、講天ハウス、御所温泉、ロマンチックピアスキー場	長慶天皇御陵墓参考地、相馬ダムと屏風岩、沢田神明宮、星と森のロマンチックピア

## (2) 人口・世帯等の概況

### ① 人口

平成12年の国勢調査における3市町村の人口は合わせて193,217人で、平成2年からの10年間では2,000人、割合では1.0%増加しており各市町村とも大きな変化は見られません。

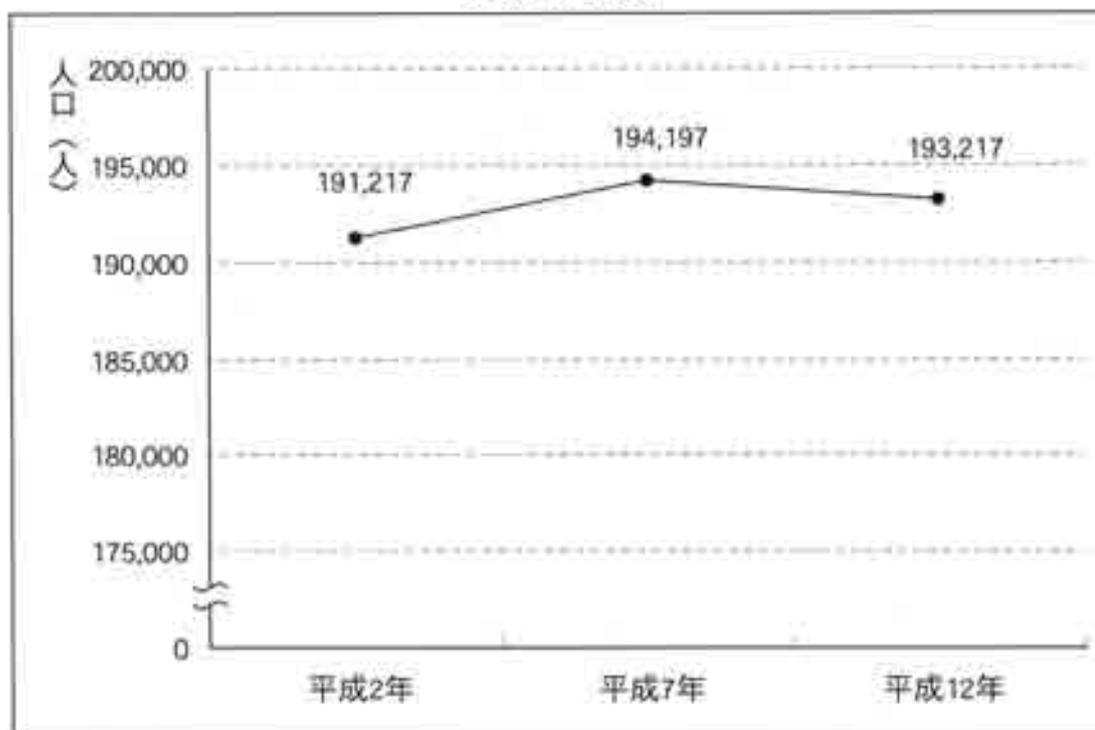
### 【人 口】

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年人口構成割合	平成2年に対する平成12年の増減率
弘前市	174,704	177,972	177,086	91.7	1.4
岩木町	12,558	12,397	12,278	6.3	△2.2
拒馬村	3,955	3,828	3,853	2.0	△2.6
合 計	191,217	194,197	193,217	100.0	1.0

資料：国勢調査

### 【人口の推移】



## ② 年齢別構成人口

平成12年の国勢調査における3市町村の年齢別構成人口は、年少人口28,251人、生産年齢人口126,925人、老年人口37,954人です。平成2年に対する平成12年までの10年間の割合で比べると年少人口が3.6ポイント、生産年齢人口が2.7ポイント減少しているのに対し、老年人口は6.3ポイント増加しており急速に少子高齢化が進行しています。

市町村別に見ると、年少人口の割合が最も高いのは相馬村の15.6%で、最も低いのは弘前市の14.6%となっています。また、生産年齢人口の割合が最も高いのは弘前市の66.1%で、最も低いのは相馬村の60.3%となっています。老年人口の割合では最も高い相馬村が24.1%に達し、最も低い弘前市は19.3%となっています。

### 【年齢別構成人口】

(単位：人、%)

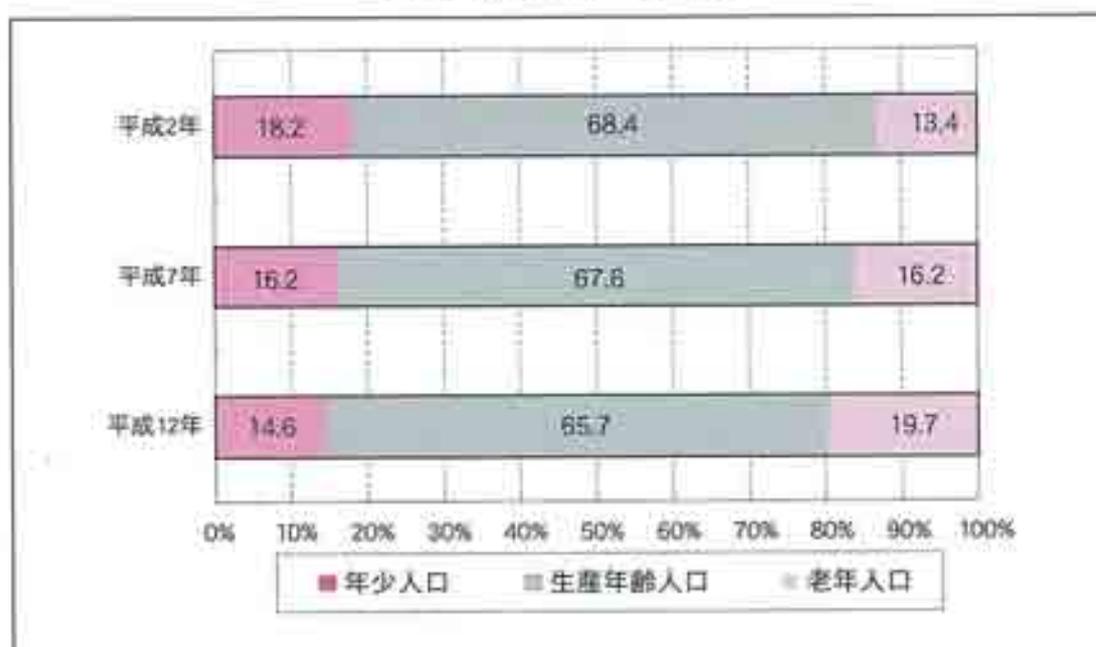
	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計
	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	
平成2年	34,703	18.2	130,750	68.4	25,591	13.4	191,044
平成7年	31,465	16.2	130,944	67.6	31,451	16.2	193,860
平成12年	28,251	14.6	126,925	65.7	37,954	19.7	193,130

注) 年齢不詳があるため、総人口とは一致しません。

資料：国勢調査



### 【年齢別構成人口の推移】



資料：国勢調査

### 【平成12年における年齢別構成人口】

(単位：人、%)

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計
	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	
弘前市	25,839	14.6	117,069	66.1	34,091	19.3	176,999
岩木町	1,809	14.7	7,534	61.4	2,935	23.9	12,278
柞高村	603	15.6	2,322	60.3	928	24.1	3,853
合計	28,251	14.6	126,925	65.7	37,954	19.7	193,130

注) 年齢不詳があるため、総人口とは一致しません。

資料：国勢調査

### ③ 世帯数

平成12年の国勢調査による3市町村の世帯数は合わせて68,107世帯で、この10年間では6,596世帯、割合にして10.7%増加しています。

また、1世帯当たりの人員は、平成2年の3.11人から平成12年には2.84人に減少しています。

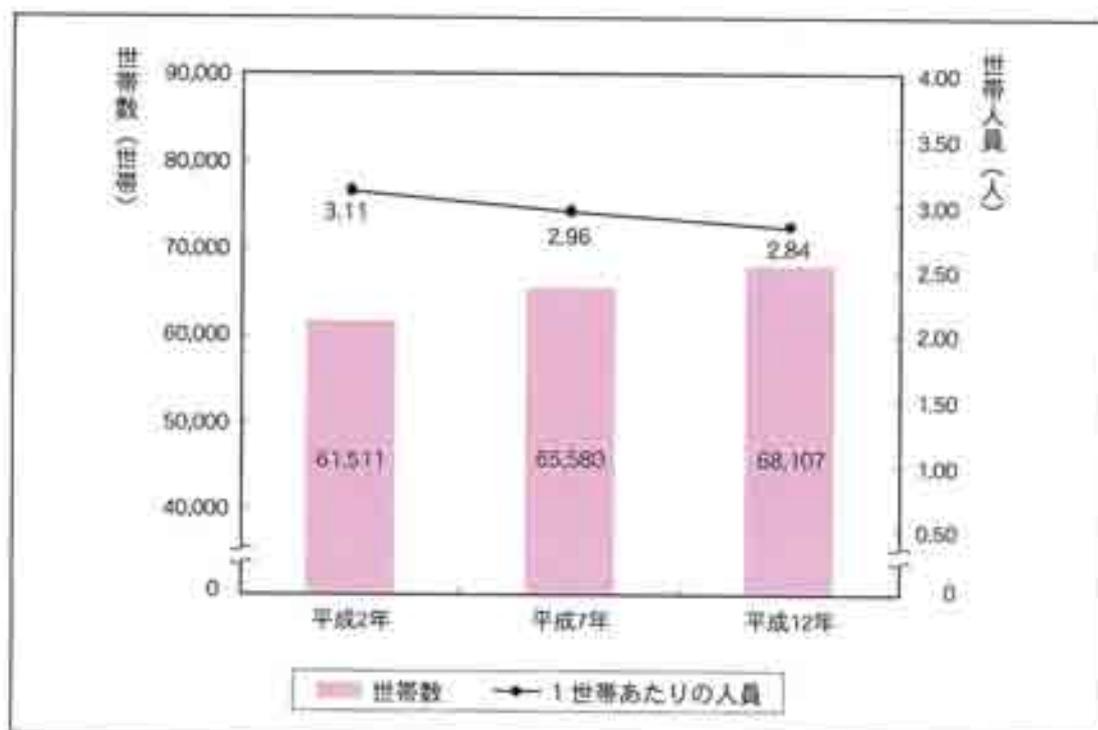
#### 【世帯数】

(単位：世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年 世帯数 構成割合	平成2年に対 する平成12 年の増減率
弘前市	57,527	61,565	63,911	93.8	11.1
岩木町	3,045	3,076	3,209	4.7	5.4
相馬村	939	939	987	1.5	5.1
合計	61,511	65,580	68,107	100.0	10.7

資料：国勢調査

#### 【世帯数・世帯人員の推移】



#### ④ 就業人口と産業別就業人口

平成12年の国勢調査による3市町村の就業人口は、合わせて95,578人と10年間で2,523人、割合にして2.7%の増加となっています。

平成12年における産業別就業人口は、第1次産業が17,211人、第2次産業が19,137人、第3次産業が59,016人で、この10年間では第1次産業は5.2ポイント減少しているのに対し、第2次産業では1.1ポイント、第3次産業では4.1ポイント増加しています。

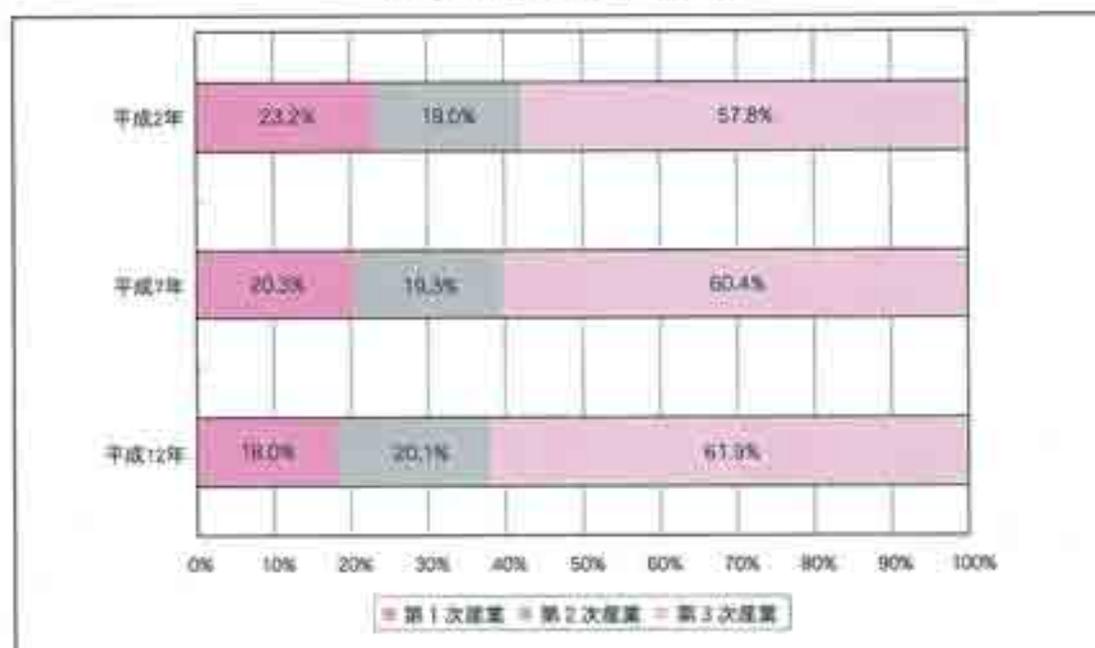
#### 【就業人口】

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年 就業人口 構成割合	平成2年に対 する平成12 年の増減率
弘前市	83,596	86,948	86,330	90.3	3.3
岩木町	7,103	7,031	6,889	7.2	△3.0
相馬村	2,356	2,364	2,359	2.5	0.1
合計	93,055	96,343	95,578	100.0	2.7

資料：国勢調査

#### 【産業別就業人口の推移】



資料：国勢調査

## 【産業別就業人口】

(単位：人、%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合 計
	就業人口	割合	就業人口	割合	就業人口	割合	
平成2年	21,584	23.2	17,565	19.0	53,671	57.8	92,921
平成7年	19,526	20.3	18,591	19.3	58,036	60.4	96,153
平成12年	17,211	18.0	19,137	20.1	59,016	61.9	95,364

注) 分類不明の産業があるため、総就業人口とは一致しません。

資料：国勢調査

### ⑤ 純生産

平成12年度市町村民所得統計による3市町村の純生産<sup>※</sup>は、総額472,086百万円で平成2年度からの10年間では、40,132百万円増加しています。

また、平成12年度における産業別純生産の割合は、第1次産業が3.1%、第2次産業が16.7%、第3次産業が80.2%となっており、この10年間では第1次産業が2.2ポイント、第2次産業が1.7ポイント減少しているのに対し、第3次産業では3.9ポイント増加しています。

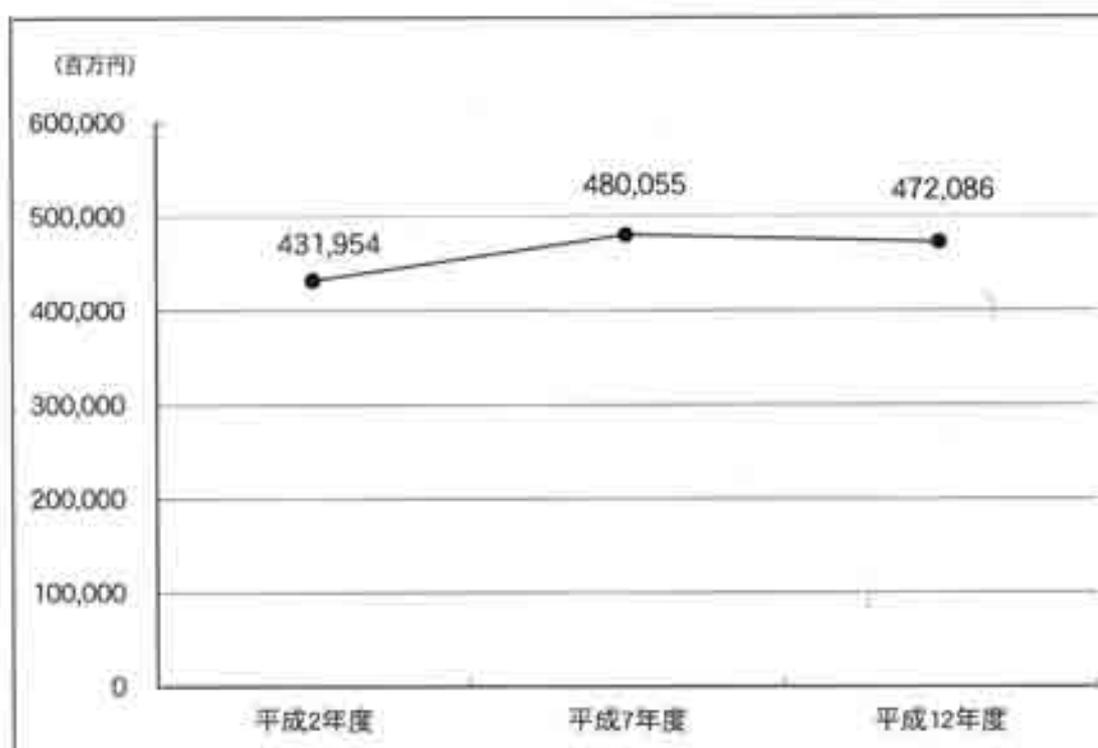
#### 【純生産の推移】

(単位：百万円)

	平成2年度	平成7年度	平成12年度
弘前市	405,650	453,522	445,064
岩木町	19,808	19,196	19,894
相馬村	6,496	7,337	7,128
合計	431,954	480,055	472,086

資料：市町村民所得統計

#### 【純生産の推移】



### 【産業別純生産の推移】

(単位) 百万円、%

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		(控除) 備属利子*	合 計
	実 額	割合	実 額	割合	実 額	割合		
平成2年	23,500	5.3	81,648	18.4	339,389	76.3	12,583	431,954
平成7年	22,337	4.5	90,190	18.0	387,468	77.5	19,940	480,055
平成12年	15,394	3.1	83,163	16.7	399,063	80.2	25,534	472,086

資料：市町村民所得統計

### 【産業別純生産の推移】



※は P.58以降の用語解説参照

### (3) 主要指標の見通し

#### ① 人口

3市町村の人口を自然動態や社会動態の推移だけで推計すると、新市の人口は、年々減少し、平成12年の193,217人から平成27年には179,998人になるものと予測されます。

#### 【推計人口】

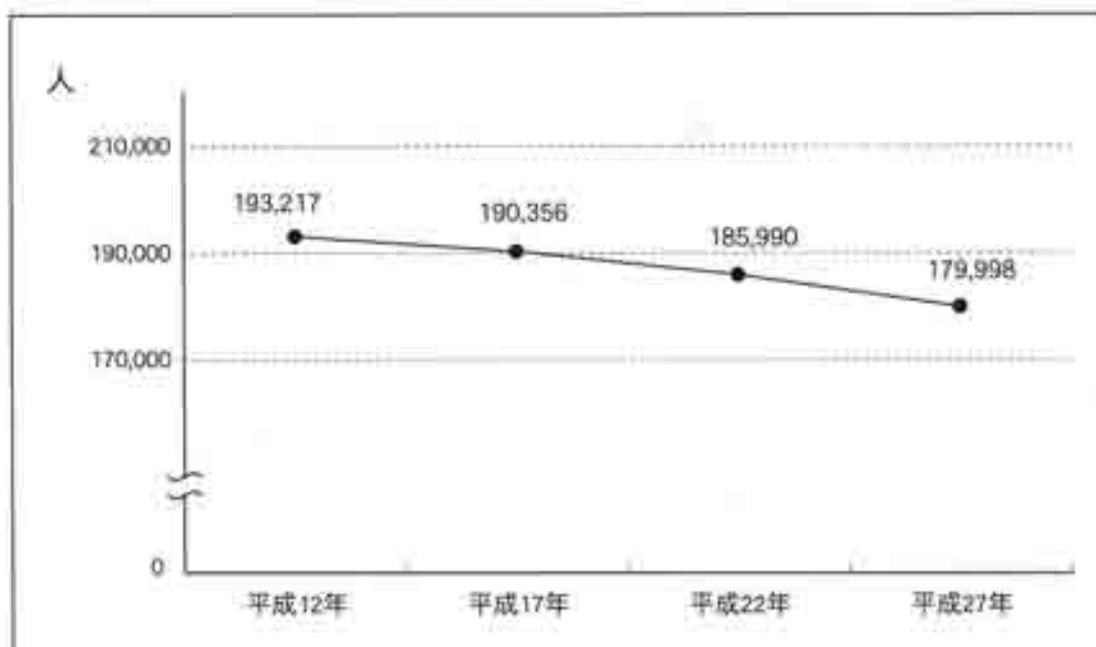
(単位：人、%)

	平成12年 実績	推 計 人 口			平成12年 に対する平成 27年の増減率
		平成17年	平成22年	平成27年	
弘前市	177,086	174,467	170,470	164,960	△6.8
岩木町	12,278	12,043	11,739	11,356	△7.5
相馬村	3,853	3,846	3,781	3,682	△4.4
合 計	193,217	190,356	185,990	179,998	△6.8
対前期増加率		△1.5	△2.3	△3.2	

注) 人口の推計方法(コホート変化率法)

コホートとは、ある一定期間に出生した集団を意味し、「コホート変化率法」とはそのコホートの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。

#### 【推計人口の見通し】



## ② 年齢別構成人口

推計による新市の年齢別構成人口は、平成27年には年少人口22,310人、生産年齢人口109,241人、老年人口48,447人になるものと予測されます。

年少人口の割合は平成12年の14.6%から平成27年には12.4%、生産年齢人口は65.7%から60.7%に減少しますが、老年人口は19.7%から26.9%と大幅に増加し、少子高齢化が一層進むものと予測されます。

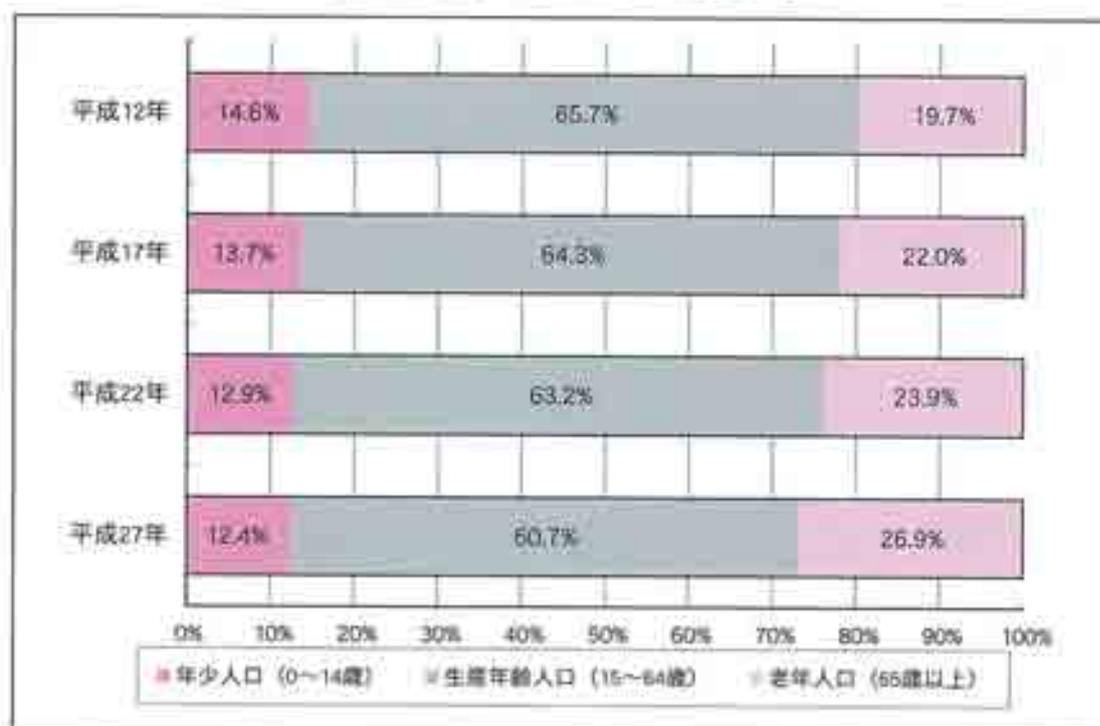
また、総人口減及び少子高齢化に伴って生産年齢人口も徐々に減少傾向にあり、平成12年生産年齢人口に比較して約14%減が予想されます。

### 【平成27年推計年齢別構成人口】

(単位：人、%)

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		合計
	0～14歳	割合	15～64歳	割合	65歳以上	割合	
弘前市	20,376	12.3	100,392	60.9	44,192	26.8	164,960
岩木町	1,418	12.5	6,728	59.2	3,210	28.3	11,356
柗馬村	516	14.0	2,121	57.6	1,045	28.4	3,682
合計	22,310	12.4	109,241	60.7	48,447	26.9	179,998

### 【推計年齢別構成人口の見通し】



### ③ 世帯数

推計による新市の世帯数は、平成17年をピークにその後減少し、平成27年には67,491世帯になるものと予測されます。

市町村別に見ると、平成12年と平成27年を比べて、増加の傾向にある市町村は岩木町、相馬村であると予測されます。一方、減少傾向の市町村は弘前市となっています。

#### 【推計世帯数】

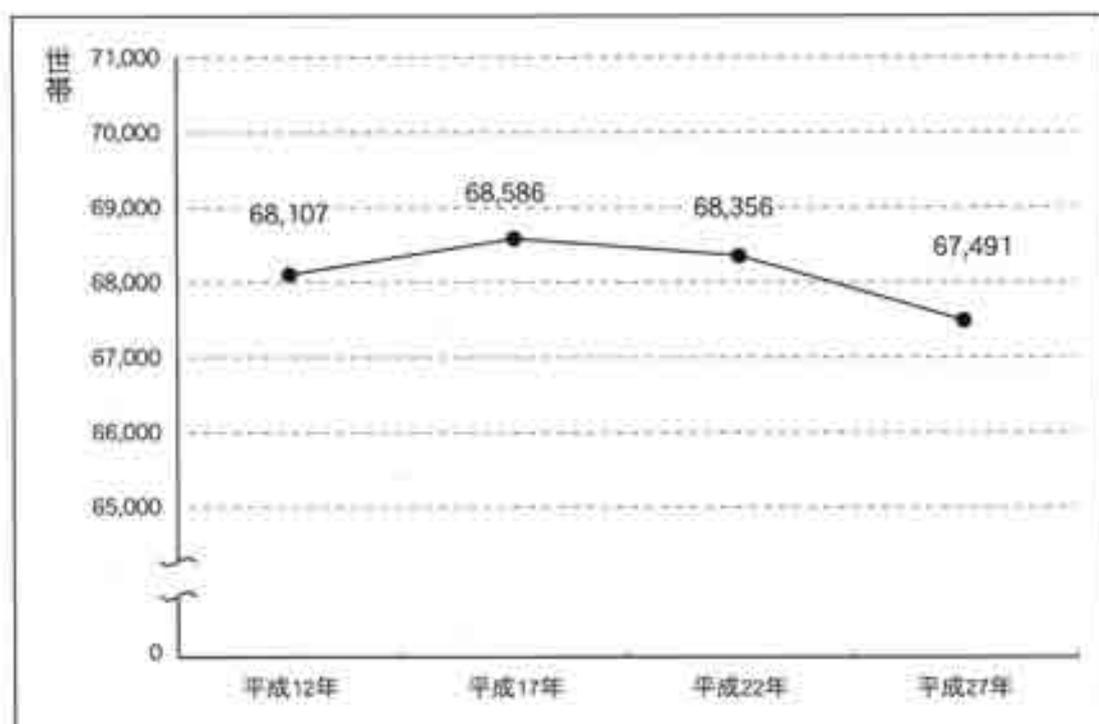
(単位：世帯、%)

	平成12年 実績	推 計 人 口			平成12年 に対する平成 27年の増減率
		平成17年	平成22年	平成27年	
弘 前 市	63,911	64,266	63,988	63,125	△1.2
岩 木 町	3,209	3,305	3,344	3,343	4.2
相 馬 村	987	1,015	1,024	1,023	3.6
合 計 対前期増加率	68,107	68,586 0.7%	68,356 △0.3%	67,491 △1.3%	△0.9

注) 推計世帯数の推計方法(平均世帯規模法)

平成2年から平成12年の国勢調査の平均世帯人口を参考にして、将来の平均世帯人口を設定し、推計された人口から世帯数を推計します。

#### 【推計世帯数の見通し】



#### ④ 1世帯当たり人員

推計による新市の1世帯当たりの人員は、平成12年の2.84人から平成27年には、2.67人に減少するものと予測されます。

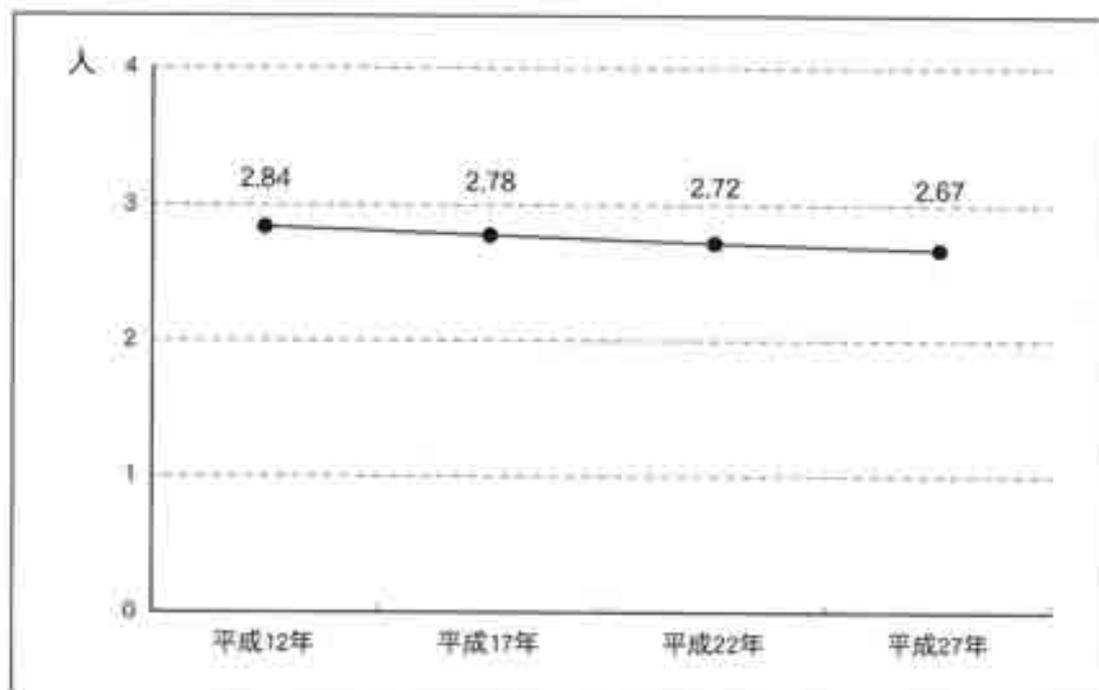
市町村別に見ると、最も少ない市町村は弘前市の2.55人、最も多い市町村は相馬村の3.60人になるものと予測されます。

【推計1世帯当たり人員】

(単位：人)

	平成12年 実 績	推 計 人 員		
		平成17年	平成22年	平成27年
弘 前 市	2.70	2.65	2.60	2.55
岩 木 町	3.70	3.52	3.39	3.28
相 馬 村	3.90	3.79	3.69	3.60
合 計	2.84	2.78	2.72	2.67

【推計1世帯当たり人員の見通し】



## ⑤ 就業人口

推計による新市の就業人口は、平成12年の95,578人から、平成27年には87,327人になるものと予測されます。

全体的に減少傾向にあり、市町村別に見ると、岩木町では減少率が14.1%と高い予想となっています。

### 【推計就業人口】

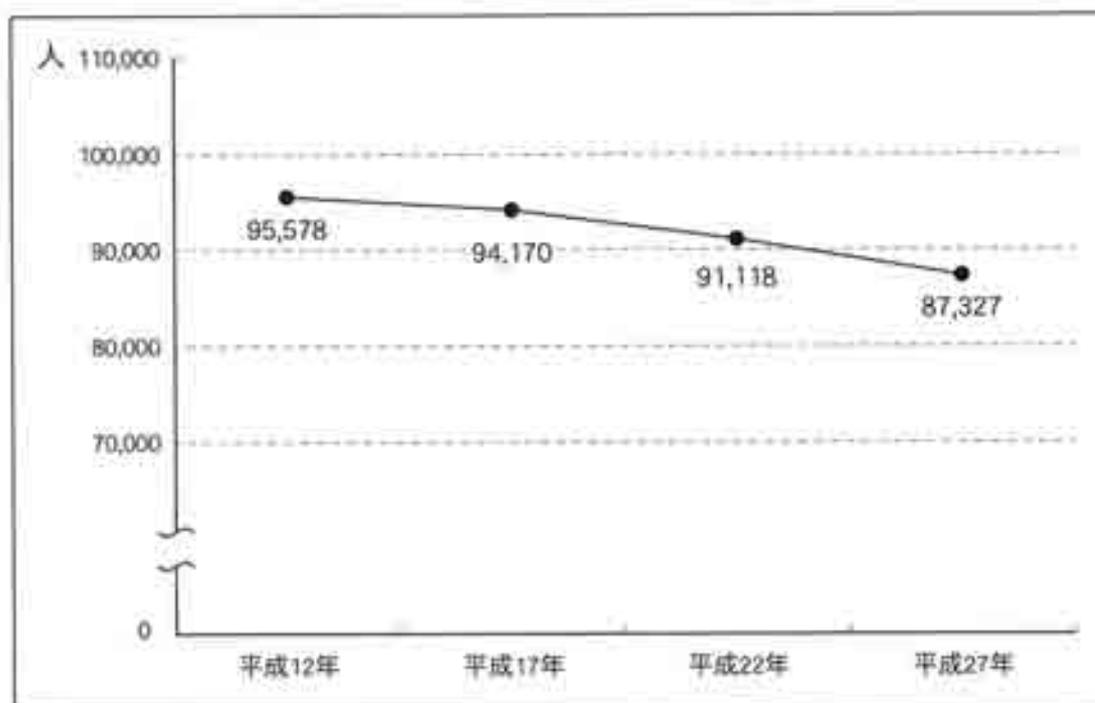
(単位：人、%)

	平成12年 実 績	推 計 就 業 人 口			平成12年 に対する平成 27年の増減率
		平成17年	平成22年	平成27年	
弘 前 市	86,330	85,140	82,464	79,126	△ 8.3
岩 木 町	6,889	6,658	6,315	5,917	△ 14.1
相 馬 村	2,359	2,372	2,339	2,284	△ 3.2
合 計	95,578	94,170	91,118	87,327	△ 8.6
対前期増加率		△ 1.5	△ 3.2	△ 4.2	

注) 推計就業人口の推計方法

平成2年から平成12年の国勢調査の人口に占める就業者数の割合を求め、その割合の増減値の平均を推計人口に反映させて就業者数を推計します。

### 【推計就業人口見通し】



## ⑥ 産業別就業人口

推計による新市の産業別就業人口は、平成27年には第1次産業が9,333人、第2次産業が18,561人、第3次産業が59,433人になるものと予測されます。

第1次産業では就業人口、割合とも減少傾向が続き、平成12年に比べ平成27年には就業人口が約半数になるものと予測されます。

第2次産業は就業人口、割合とも平成17年からはほぼ横這いの状態が予測されます。

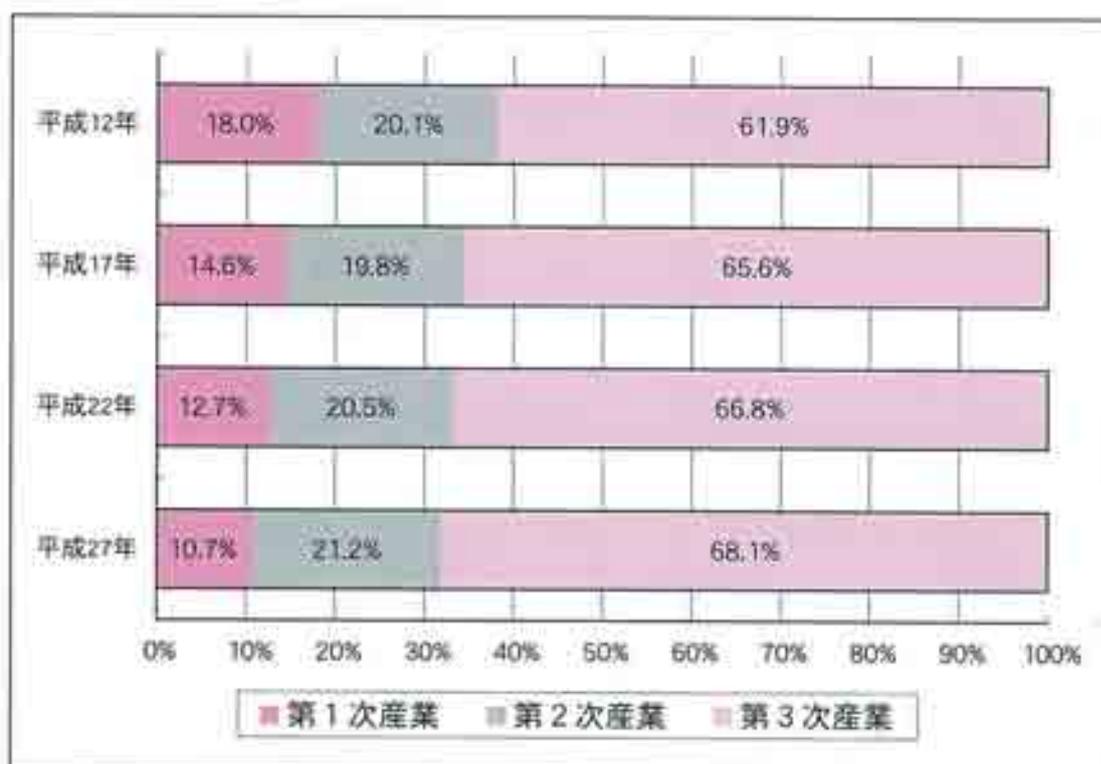
第3次産業は就業人口が平成17年をピークに減少しますが、割合は増加傾向が続くものと予測されます。

【推計産業別就業人口】

(単位：人、%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合 計
	就業人口	割合	就業人口	割合	就業人口	割合	
平成12年	17,211	18.0	19,137	20.1	59,016	61.9	95,364
平成17年	13,774	14.6	18,584	19.8	61,812	65.1	94,170
平成22年	11,541	12.7	18,701	20.5	60,876	66.8	91,118
平成27年	9,333	10.7	18,561	21.2	59,433	68.1	87,327

【推計産業別就業人口の見通し】



## 4 まちづくりの主要課題

新市を構成する市町村の状況や社会経済情勢をもとに今後のまちづくりにおける主要な課題を以下に整理します。

### (1) 時代の潮流

#### 「少子高齢化等への対応」

少子高齢化が進行している中で、新市においてもその傾向が顕著に表れています。平成27年推計年齢別構成人口を見ると、平成12年国勢調査による人口に比べ、年少人口が2.2ポイント減の12.4%、老年人口は、7.2ポイント増の26.9%となっています。さらに、核家族化も進行しており、地域の活力が低下していくことが懸念されます。このような中で、安心して子どもを育てることのできる環境づくりや高齢者など誰もが社会参加し、お互い支えあいながら生活していくことが必要になります。

#### 「行政ニーズの多様化・高度化」

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景にして、市民の生き方や価値観が多様化してきています。コミュニティ活動やボランティア活動、国際化、環境、教育・文化などの分野を中心に、新たな行政需要や高度な施策要求などに的確に対応していく必要があります。

また、近年の著しい情報処理・通信技術により様々な分野で情報化が急速に進展しており、これらに対応した情報ネットワーク社会を構築する必要があります。

### (2) 地域のまちづくり戦略

#### 「地域の均衡ある発展と一体感のあるまちづくり」

合併によるまちづくりで特に重要な視点は、中心となる地域と周辺地域の格差が生じないように地域バランスに考慮しながら社会基盤を整備していく必要があることです。また、各地域の個性を伸ばす重点的な施策の展開も視野に入れたまちづくりを進める必要があります。

一方、合併のメリットを生かし、施設の統合や相互利用を考えた公共施設の配置を進めるとともに、交通基盤、消防防災施設、情報関連施設などのハード整備のほか、市民の交流、観光・物産のPR、人材育成など市全体の視点で捉えた一体感のあるまちづくりを進める必要があります。

### 「伝統文化や地域の個性の尊重」

新市には、弘前城や岩木山神社、お山参詣、獅子舞、ねぶたまつり、ろうそくまつりなど、それぞれの地域に文化財や伝統行事があります。

しかし、日常生活圏の拡大や価値観の多様化に伴い、地域固有の歴史や文化に対する関心が薄れてきており、特に若い世代での関心が薄れてきています。これらの文化財や伝統行事などは、代々受け継がれてきた有形無形の遺産であるとともに、新市をイメージづける重要な資源であり、次の世代に確実に受け継がれるようにする必要があります。

また、それぞれの市町村で取り組んできた特色あるまちづくりを新市において生かしていくことも必要です。

### 「産業振興による所得向上と雇用の確保」

経済が低迷する中で、農業においては、後継者不足や農業従事者の高齢化が深刻となっています。また、経済のグローバル化<sup>※</sup>の中で生産ラインの海外移転が展開されており、企業誘致は厳しい状況になっています。

観光面においては、岩木町、相馬村の観光客入り込み数が微増し、弘前市では伸び悩んでいます。東北新幹線八戸から新青森間の開業により観光客の増加が見込まれ、魅力ある観光地づくりを進める必要があります。

新市には、りんごをはじめとする全国的に有名な農産物、岩木山を中心とする自然や農村風景、弘前城などの歴史文化資源、温泉郷やレクリエーション施設などの観光資源が豊富に存在するほか、ホテルを中心とした宿泊・コンベンション<sup>※</sup>機能、JR弘前駅を核とした広域的な交通機能、弘前大学などの学術研究機能が備わっています。

新市においては、これらの自然、農村、都市資源を連携させながら産業振興を図り、所得の向上と雇用の確保を図ることが必要となります。

### 「自然の保全や景観形成」

新市は、津軽のシンボルである岩木山や地域の中央を流れる岩木川など豊かな自然に恵まれています。このかけがえのない自然環境を良好に保ち後世に残していく必要があります。

また、岩木山や農村風景、歴史的建造物等と調和した景観づくりや地域の風土を生かした公園・緑地など潤いのある空間の確保に努めていく必要があります。

さらに、地球規模の環境問題から、廃棄物の抑制や資源のリサイクル<sup>※</sup>、エネルギーの有効利用など、環境への負荷の少ない循環型社会<sup>※</sup>の構築に努める必要があります。

※は P.58以降の用語解説参照

### 「生活環境、都市基盤整備」

まちづくりの原点は、市民生活の安全を確保することであり、新市においても消防・防災などの体制を整備し、災害等に強い安全なまちづくり及び地域コミュニティとの連携と支援を進めていく必要があります。

当地域は豪雪地帯であり、冬期間の降雪は交通など市民生活に大きな影響を与えることから、雪に適応した都市基盤の整備などの雪対策を講じる必要があります。

また、市民が便利で快適な生活を送れるように、交通基盤、居住環境、上・下水道などの分野で、地域の状況を考慮しながら整備を進めていくほか、情報通信機能など一体的な整備を進める必要があります。

## (3) 行財政運営

### 「行財政運営のあり方」

新市の財政はきわめて厳しい状況にあります。国の「三位一体改革」による補助金、地方交付税の削減などによりさらに厳しい財政状況が予想されることから、選択と集中の考え方に基づく重点施策の絞り込みなどを通して、より効果的かつ効率的な行財政運営が必要となっています。

また、地方分権が進展する中であって、今まで以上に市民と行政との協働が求められています。合併により市域が拡大することから、地域の声を市政に反映させ、市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みの構築とその強化が求められます。

3市町村は、これまでも行財政改革を行ってきましたが、合併を契機に、これまで以上に行政組織の簡素・効率化を進めるとともに、事務事業などの評価と見直しを定期的実施して、適正な行政サービス水準の維持に努める必要があります。

## 第2章 まちづくりの基本方針

新市の目標、将来像、土地利用と地域別まちづくりの方針を定めます。

### 1 新市の目標

弘前市は、りんご生産日本一を誇る都市であり、弘前城をはじめ四季を通じたまつりなど歴史・文化的資源を有しています。また、JR弘前駅を核とした広域的な交通拠点やホテルを中心とした宿泊・コンベンション機能、飲食街などの都市的な環境が備わっています。さらに、学術研究機能を持つ弘前大学などの高等教育機関が集積し、学会などでも多くの方が訪れています。

岩木町は、津軽のシンボルであり国定公園に指定されている岩木山がそびえ、温泉郷や岩木山神社など、豊富な自然資源や名所が存在しています。

相馬村は、星と森のロマントピアに代表される地域イメージを形成しており、天文台や森林科学館などの施設が設置されています。

また、両町村ともりんごや嶽きみなど全国的に有名な特産品が生産されています。

新市においては、岩木山に代表される恵まれた豊かな自然を守りながら、自然資源や歴史・文化資源、農林業資源、都市的環境や学術研究機能を効果的に結びつけた産業振興を図ります。

また、それぞれの地域がこれまで育んできた伝統や個性を生かし、市民一人ひとりがいきいきと生活できる文化の香り高い都市をめざします。

このような考えから新市の目標を次のとおり掲げます。

**自然と共に生きる豊かな産業・文化都市**

## 2 新市の将来像

目標の達成に向けて、新市の将来像を次のように定めます。

### (1) 人とふれあい、人が輝くまち

次代を担う子どもたちがのびのびと育つ教育環境を整備するとともに、市民が障害の有無や年齢、男女による区別なく、いきいきと活動し社会参加できる環境を整えます。また、地域のコミュニティを促進する施設整備を進め、人とふれあい、人が輝くまちをめざします。

### (2) 伝統を大切に、文化が育つまち

親から子へ脈々と引き継がれ、地域に息づく固有のまつりや伝統芸能、歴史的建造物など、有形無形の文化財を次代に継承します。また、芸術文化やスポーツなど地域の個性的な取り組みを進め、伝統を大切にし、文化が育つまちをめざします。

### (3) 地域資源を生かした豊かな産業のまち

りんごや米、野菜などの地域ブランドを生かした魅力ある農産物や地場産業、伝統工芸の振興を図るとともに、歴史・文化資源、自然資源、農村環境や都市環境を生かした観光地づくりに取り組みます。また、学術研究機能を生かし、産・学・官の協力や異業種間の連携により新たな産業の創出を図り、地域資源を生かした豊かな産業のまちをめざします。

### (4) 自然と調和した潤いのあるまち

岩木山や岩木川など人々に安らぎを与え恩恵をもたらしてきた豊かな自然を保全するとともに、廃棄物の抑制や資源のリサイクル、エネルギーの有効利用など、地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めます。また、人々にぬくもりを与えてきた農村風景や歴史的景観を守り、緑地の保存や整備を進め、自然と調和した潤いのあるまちをめざします。

## (5) 安全で快適なあずましいまち

地震や水害などから市民の生命や財産を守るための施設や設備、便利で快適な生活を送るための道路・交通環境、居住環境、上・下水道施設など、新市の一体性や地域の状況を考慮しながら整備を進めます。さらに、冬期間の快適な生活を確保するための雪対策を進め、安全で快適なあずましい<sup>®</sup>まちをめざします。



※は P.58以降の用語解説参照

### 3 土地利用と地域別まちづくりの方針

#### (1) 土地利用の方針

市域の土地は、将来における限られた資源であるとともに、市民生活や産業などの活動を支える共通の基盤です。このため、土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、災害などの安全への配慮はもちろんのこと各地域の自然、社会、文化、産業などと調和を図りながら進めます。

また、定住人口の減少、少子高齢化の一層の進展、経済の低成長、厳しい財政状況などから社会資本への投資力の低下が予測されるため、既に社会基盤が整備されている土地や空間の有効活用に努めます。

#### (2) 地域別まちづくりの方針

3市町村は、それぞれ個性豊かな歴史と文化、自然を有しており、地域コミュニティや産業など特色あるまちづくりを進めてきました。これまで長年にわたって培われてきた地域の個性やまちづくりの成果を十分に尊重しながらスケールメリット<sup>®</sup>を生かした新しいまちづくりを進めます。

また、それぞれの地域の歴史や文化を継承しながら地域住民の意見を行政運営に反映させる仕組みを構築し、個性を生かした愛着と誇りあるまちづくりを進めます。

新市の行政区域を自然的条件や土地利用の現況などを考慮し、次の4つのゾーンに区分し、それぞれが持つ特色と地域資源を連携させ、効率的かつ効果的な地域整備に努めます。

##### ① 自然環境ゾーン

新市のシンボルとなる岩木山、それに連なる山々の優れた自然資源及びその周辺の森林等区域を「自然環境ゾーン」と位置づけ、自然景観や生態系の維持、水資源の「かん養」等自然環境を保全しながら人と自然の共生をめざします。

特に、自然生態系の保全を図りながら自然を身近に体験できる環境学習と岩木山を中心とした観光資源の活用にも努めます。

## ② 農山村ゾーン

津軽平野の外縁部に広がる山林や農地と集落が混在する区域を「農山村ゾーン」と位置づけ、森林・農地を保全するとともに、農林業、観光及び生活基盤など一体となった整備を図ります。

特に、自然環境ゾーンへの入り口として、温泉や農林資源を活用した健康保養、伝統工芸、環境学習、自然レクリエーション、グリーン・ツーリズム<sup>※</sup>などを進め、観光振興や広域的な交流の場として特色あるまちづくりに努めます。

## ③ 田園ゾーン

津軽平野に広がる広大な農地と工業用地、居住区域が点在する区域を「田園ゾーン」と位置づけ、優良な農地を保全するとともに、農業、商工業及び生活基盤などの一体的な整備を図ります。

特に、農村景観の形成を図るとともに、都市ゾーンに隣接していることから、より身近に存在する市民農園などの農業体験や各種レクリエーション等、都市と農村の交流の場として特色あるまちづくりに努めます。

## ④ 都市ゾーン

総合的に都市機能が集積し、拠点性が高まっている弘前市の中でも市街地が形成されている区域を「都市ゾーン」と位置づけ、これまで蓄積してきた都市機能の一層の集積や交通基盤など各種都市基盤の整備を図ります。

特に、市全体の産業の高度化と基盤を確立しながら新たな産業創出をめざすため、試験研究機関との連携と情報発信機能の強化を図ります。また、歴史的建造物や個性的な街並みと四季のまつりを活用した観光及び宿泊・コンベンションなど新市内外の交流拠点として特色あるまちづくりに努めます。

## (3) 観光交流ネットワークの方向

岩木山や岩木川など市域の豊かな自然資源、弘前城などの歴史・文化的資源、農業体験や農産物直売などの農村資源、ショッピングや飲食、レジャーなど都市資源を市民や新市を訪れる人が満喫し、交流を促進するために「水と緑の交流」と「観光交流」の2つのキーワードでネットワークを構築します。

また、このネットワークを生かしながらそれぞれの地域住民の交流を促し、地域性などの相互理解に努め一体性ある発展につなげていきます。

※は P.58以降の用語解説参照

### ① 水と緑の交流ネットワーク

川は、人々の生活に豊かな恵みを与えると同時に、動植物の生命を育むネットワークの役割を果たします。

新市中央を流れる岩木川と東部を流れる平川を「水と緑の交流ネットワーク」と位置づけ、緑豊かな水辺環境を保全し自然と直接ふれあえる環境学習の場として活用するとともに、スポーツやレジャー、レクリエーションの場として有効利用に努めます。

### ② 観光交流ネットワーク

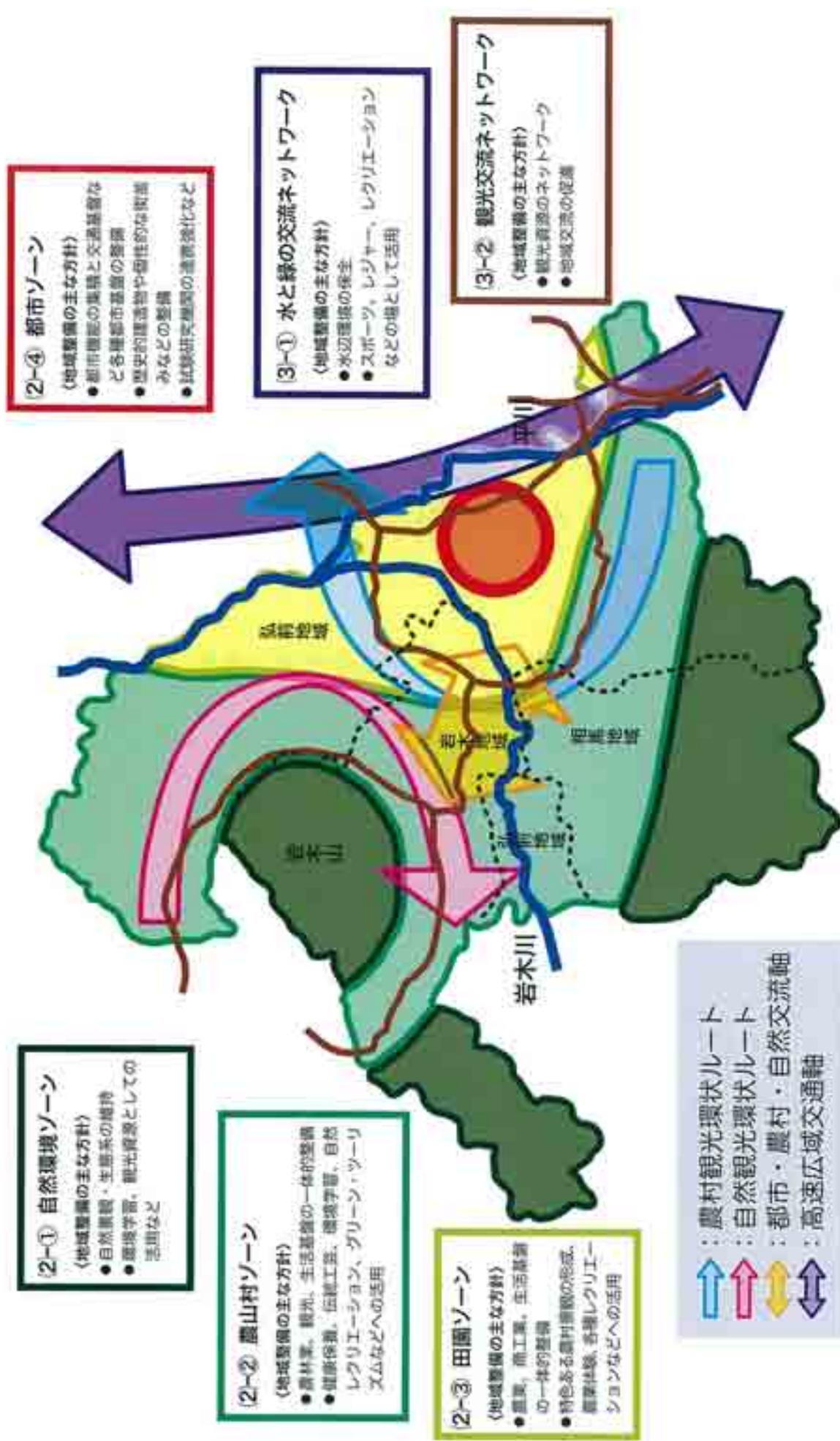
JR奥羽本線、国道7号、東北自動車道を、東北新幹線や青森空港など広範囲な地域に通じる「高速広域交通軸」とし、ここから点在する新市の観光資源をつなぐルートを設定します。

りんご生産地帯と田園地帯を西側に循環するルート「農村観光環状ルート」と位置づけるとともに、岩木山麓を循環する「自然観光環状ルート」を設定し、この2つのルートを積極的に活用した温泉保養や農業体験、グリーン・ツーリズム、環境学習や自然体験等の交流促進に努めます。

また、都市ゾーンと農村自然エリアとの交流軸を設定し、都市と農村との交流と地域特性の相互理解を促し、新市一体となった観光客誘致に努めます。



# 地域別まちづくりと観光交流のイメージ図



**2-① 自然環境ゾーン**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 自然景観・生態系の維持  
 ● 環境学習、観光資源としての活用など

**2-② 農山村ゾーン**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 農林業、観光、生活基盤の一体的整備  
 ● 健康保養、伝統工芸、環境学習、自然レクリエーション、グリーン・ツーリズムなどへの活用

**2-③ 田園ゾーン**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 農業、前工業、生活基盤の一体的整備  
 ● 特色ある農村景観の形成、農業体験、各種レクリエーションなどへの活用

**2-④ 都市ゾーン**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 都市機能の集積と交通基盤など各種都市基盤の整備  
 ● 歴史的建造物や個性的な街並みなどの整備  
 ● 試験研究機関の連携強化など

**3-① 水と緑の交流ネットワーク**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 水辺環境の保全  
 ● スポーツ、レジャー、レクリエーションなどの場として活用

**3-② 観光交流ネットワーク**  
 (地域整備の主な方針)  
 ● 観光資源のネットワーク  
 ● 地域交流の促進

↑ : 農村観光環状ルート  
 ↑ : 自然観光環状ルート  
 ↓ : 都市・農村・自然交流軸  
 ↔ : 高速広域交通軸

## 第3章 重点施策

### 1 施策の体系

新市の目標、将来像を実現するための優先的・重点的施策を重点施策として位置づけ、重点施策を具体化するための主な事業を主要事業として計画に掲げることとします。

この主要事業のうち、新市の一体性の確保と地域の均衡ある発展という観点から特に重要なものについては、合併戦略プロジェクトと位置づけ、具体的な事業を掲げます。

#### 《目標》

#### 《将来像》

自然と共に生きる豊かな産業・文化都市

人とふれあい、人が輝くまち

伝統を大切に、文化が育つまち

地域資源を生かした豊かな産業のまち

自然と調和した潤いのあるまち

安全で快適なあずましいまち

#### 《重点施策》

##### 【合併戦略プロジェクト】

- (1) 一体感のあるまちづくり
- (2) 地域の均衡ある発展プロジェクト

##### 【重点施策】

- (1) 子どもがのびのびと育つまち
- (2) 誰もがいきいきと活動できるまち
- (1) 地域伝統文化の保存と創出
- (2) 文化とスポーツの振興
- (1) 自然・農村・都市の観光
- (2) 地域ブランド品生産販売
- (3) 農林業持続・発展の基盤
- (4) 商業・工業の振興
- (5) 産・学・官の連携によるまちづくり
- (1) 自然環境の保全と潤いの創出
- (2) 廃棄物の減量と処理対策
- (1) 安全な生活環境の整備
- (2) 快適で便利な都市基盤の整備

##### 【計画の推進に向けて】

- (1) 市民との連携と協働
- (2) 行財政運営の効率化

## 【具体的事業名及び概要】

- プロジェクト
  - 小中学校・地域イントラネット整備事業（小中学校及び公共施設のネットワーク整備）
  - 学校給食センター整備事業（学校給食を新市の全中学校に拡大）
  - 津軽歴史文化財保存整備事業（津軽氏城跡の保存整備と歴史・文化資料の展示施設整備）
  - アップルロード整備事業（路盤改良、歩道整備、休憩・眺望施設整備等）
  - サインナビゲーション整備事業（観光施設等案内誘導標識の整備）
  - 防災行政無線統合整備事業（防災行政無線の統合及びデジタル化）
  - 広域環状道路整備事業（孤立地内から高麗地内を經由しアップルロードまでの整備）
  - 新しいまちづくり人材育成事業（新市の将来を担う人材育成）
- プロジェクト
  - 小中学校施設整備推進事業（弘前地域：遅れている小中学校の施設整備を推進）
  - 下水道施設整備推進事業（岩木地域：岩木地域の下水道施設整備を推進）
  - 住民みれあいセンター整備事業（相馬地域：庁舎機能、交流機能等の複合施設整備）

## 【主要事業】

- 境の整備
  - 小中学校施設整備事業
  - 児童福祉施設整備事業
  - 学校給食センター整備事業
  - 自然体験型施設整備事業
- る環境の整備
  - 高齢者生きがいと健康づくり推進事業
  - 障害者支援施設整備事業
  - 地域交流センター整備事業
  - 市民活動支援施設整備事業
- 源の連携
  - 地域伝統文化の保存・創造支援事業
  - 史跡・文化財等保存整備事業
  - 生涯学習施設整備事業
  - 文化・スポーツ振興事業
- 強化
  - 観光関連施設整備事業
  - 観光開発・PR事業
  - グリーン・ツーリズム推進事業
- づくり
  - 地域ブランド品生産販売強化事業
  - 安全安心な農産物生産販売事業
  - 地産地消促進事業
  - 農業担い手育成事業
  - 農業生産基盤整備事業
  - 森林の保全と活用事業
- 産業の創出
  - 商店街活性化事業
  - 企業立地促進事業
  - 共同研究開発支援事業
  - 食料特区活用支援事業
- る空間の整備
  - 自然環境・景観保全事業
  - 公園緑地整備事業
- 推進
  - ゴミの減量・資源化事業
  - 埋立処分場整備事業
  - 消防防災施設整備事業
  - 河川整備事業
- 備
  - 道路・交通環境整備事業
  - 上・下水道施設整備事業
  - 居住環境整備事業
  - 雪対策事業
- 市民参加のまちづくり構築事業
- 新市まちづくり人材育成事業
- 行財政総合管理システム推進事業
- 事務等効率化推進事業

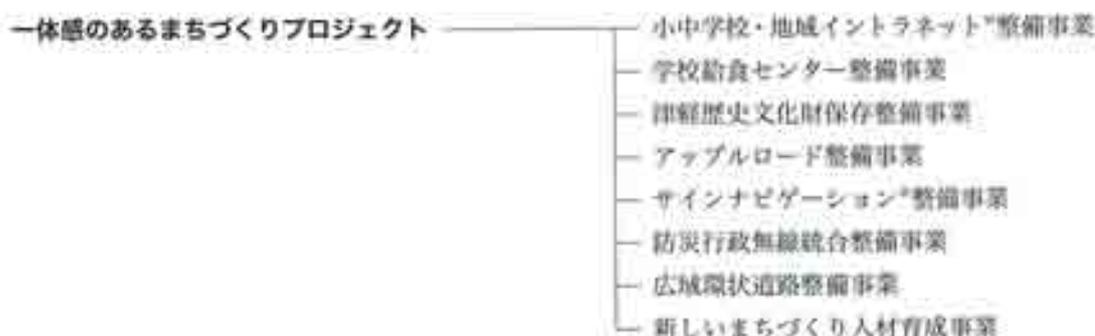
## 2 合併戦略プロジェクト

### (1) 一体感のあるまちづくりプロジェクト

新たな一つの市が誕生し、まちづくりを進めるにあたっては、都市の一体化と市民の交流をハード・ソフトの両面から推進していく必要があります。

このため、教育関連施設や道路、観光関連施設、防災施設、情報通信網などの一体的な整備を進めるほか、新市の将来を担う人材育成事業を展開します。

また、それぞれの地域がこれまで育んできた伝統や個性を生かしつつ、新市の一体感の醸成を図るため、合併特例債<sup>※</sup>を財源とする新市まちづくり基金<sup>※</sup>を造成し、これを基にした事業を展開します。



事業名	事業の概要
小中学校・地域イントラネット整備事業	新市の小中学校及び公共施設のイントラネットを構築し、情報通信機器を使った学習情報の交換や公共施設の子約利用等を実施する
学校給食センター整備事業	学校給食センターを整備することにより、新市の学校給食を段階的にセンター方式に統合するとともに、全中学校に拡大する
津軽歴史文化財保存整備事業	弘前城跡、堀越城跡などの史跡保存整備を進めるほか、津軽の発祥と津軽文化の伝承に関わる歴史・文化資料の収集及びその展示・学習施設として津軽歴史文化資料館を整備する
アップルロード整備事業	国道7号から新市のりんご生産地帯を西回りし、岩木山に至る路線を観光ルートと位置づけ、路盤改良、歩道、休憩・眺望施設を整備する
サインナビゲーション整備事業	新市の公共施設及び観光資源への案内誘導のため、幹線道路、広域農道等に統一したデザインの道路標識及び施設誘導サインを整備する
防災行政無線統合整備事業	新市における災害時の迅速かつ確実な通信連絡手段として、3地域デジタル方式による一元化した防災行政無線を整備する

事業名	事業の概要
広域環状道路整備事業	3地域及び周辺市町村をネットワークする広域環状道路として独狐地内から高屋地内を経由しアップルロードに接続するルートを整備する
新しいまちづくり人材育成事業	これからのまちづくりを市民と行政との協働と捉え、新市の将来を担う人材育成事業を進める

## (2) 地域の均衡ある発展プロジェクト

合併にあたっては、地域の特性を生かし、市域全体の均衡ある発展に配慮する必要があります。

このため、施設整備が遅れている小中学校の整備を計画的に進めるとともに、下水道の普及率の低い地域にあつては、計画的に整備率を高めていきます。また、老朽化している相馬村役場を庁舎機能と交流機能など、地域の特色を生かした複合施設として整備します。



事業名	事業の概要	整備地域
小中学校施設整備推進事業	他地域より遅れている弘前地域の小中学校の施設や設備を計画的に整備する	弘前地域
下水道施設整備推進事業	岩木地域の下水道普及率が他地域より低いことから、公共下水道、農業集落排水事業の進捗率を計画的に高めながら施設を整備する	岩木地域
住民ふれあいセンター整備事業	相馬村役場を庁舎機能、地域住民の交流機能など、地域の特色を生かした複合施設として整備する	相馬地域

※は P.58以降の用語解説参照

### 3 重点施策

#### 人とふれあい、人が輝くまち

##### (1) 子どもがのびのびと育つ環境の整備

新市の未来を支える子どもたちがのびのびと活動ができるよう、小中学校の校舎や屋内運動場などの整備を進めます。

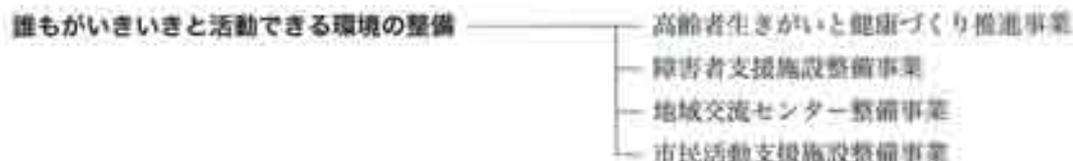
働く女性の増加など家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、児童館や保育所、学校給食センターなど子どもを育てる環境の整備を進めます。また、子どもたちが自然とふれあいながら協調性、創造性などを育む自然体験型施設の整備を進めます。



##### (2) 誰もがいきいきと活動できる環境の整備

高齢者が技能や知識を生かし、いきいきと活動できるように生きがいと健康づくりに力を入れていくほか、障害のある人が安心して社会参加できるよう障害者支援施設の整備を進めます。

また、地域コミュニティの活性化とボランティアなど市民の自主的な活動を支援するため、地域交流センターや市民活動支援施設の整備を進めます。



## 伝統を大切に、文化が育つまち

### (1) 地域伝統文化の保存と創造

地域固有の郷土芸能や伝統技術を継承するため、保存会などへの支援や小中学生を対象とした実技講座の拡充を図るとともに、地域の特色ある新たな文化の創造に取り組みます。

また、地域の史跡・文化財等の保存や埋蔵文化財の調査に努めるほか、これらの展示・学習施設を整備するなど、市民や観光客に親しまれるよう公開・活用を促進します。



### (2) 文化とスポーツの振興

地域住民の学習意欲に対応するため、地区公民館などの改築を進めるほか、各地域の社会教育施設などを光ファイバー<sup>※</sup>で結び高度情報化に対応した学習と施設予約などの利便性向上に努めます。

文化芸術の振興は市民の主体的な活動によるところが大きいいため、芸術文化団体の活動を支援していくとともに、新市一体となった「市民文化祭」を開催します。

新市においては、市街地に県立武道館や運動公園、市民体育館などが整備され、また、山間部に岩木山総合公園やスキー場など、各種の充実したスポーツ施設が整備されています。

これらの施設を活用し、四季を通じた各種スポーツ大会や教室を開催するなど、スポーツの振興に努めます。



※は P.58以降の用語解説参照

## 地域資源を生かした豊かな産業のまち

### (1) 自然・農村・都市の観光資源の連携

東北自動車道「大鰐弘前インターチェンジ」から国道7号を軸として新市のりんご生産地帯を西に回り、津軽のシンボルである岩木山へ向かうアップルロードを観光ルートとして位置づけ、路盤改良をはじめ、休憩・眺望施設や歩道など一体的な整備を進めます。

また、観光客がスムーズに観光施設を訪れることができるよう、デザインを統一した観光案内標識を整備します。

岩木山を中心とする温泉や動植物などの自然資源、農業体験や農産物などの農村資源、弘前城や洋館などの歴史・文化的資源やホテルを中心とした宿泊・コンベンション機能、飲食街などの都市資源を再評価し、ふるさと津軽の魅力ある観光ルートや新たな旅行商品等の開発とPRを促進します。

また、農山村での滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズム事業を推進するとともに、新市を訪れる人がふるさとを感じられるよう、おもてなしの心を育てます。



### (2) 地域ブランド品生産販売の強化

日本一の生産量を誇るりんごや岩木山麓特有の高冷地野菜である嶺きみなど、今後もそれぞれの地理的条件や気象条件、土壌条件を生かした特色ある農産物の生産を進めます。また、生産性と品質の向上に努めるとともに、それぞれの地域ブランドを高める多様な販売戦略を展開していきます。

さらに、津軽塗やこぎん刺しをはじめとする伝統工芸品や食品加工などの地場産品などを含めて、新市一体となったPRと販売を促進します。

減化学肥料、減農薬栽培の普及や生産履歴に係る情報の提供など環境と調和する農業を推進し、消費者が求める安全で安心な農産物の生産販売を促進します。また、学校給食における地場農産物の活用を促進するとともに、直売施設の整備や情報提供などを通じて、生産者の顔が見える農産物の地産地消<sup>®</sup>を促進します。



### (3) 農林業持続・発展の基盤づくり

農業者の経営意識の向上に努めるとともに、農業者としての技術・知識の向上を図るため各種研修などを開催します。また、資本金などが不十分な農業以外からの新規就農者や、若手農業者のための支援制度などにより、農業の担い手の育成に努めます。

農業の生産性を高めるため、圃地整備、設備導入等への支援を行うほか、用排水路、農道などの農業生産基盤の整備を進めます。

森林は木材や林産物の生産のほか、自然の保全、水資源のかん養、災害防止、レクリエーション機能など多面的な機能を有しているため、林道整備と適正な森林管理を行うとともに、森林資源の活用に努めます。



### (4) 商業・工業の振興

新市の産業構造は、商業・サービス業からなる第3次産業の比重が高くなっていることから、融資制度などにより企業経営を支援強化するほか、まちづくりの観点から商店街の活性化に取り組みます。

また、工業は、地域経済の活性化や雇用の確保という面で大きな役割を果たしているため、引き続き、企業立地を促進するための対策を講じます。



※は P.58以降の用語解説参照

## (5) 産・学・官の連携による新産業の創出

新市には、学術研究機能を有する弘前大学などの高等教育機関や県立の試験研究機関が集積していることから、産・学・官による情報交換や提言の場を設けるとともに、地域の企業や研究者による共同研究開発を支援します。

また、新市は国の構造改革特区<sup>®</sup>として津軽・生命科学活用食料特区となっていることから、この制度を活用する企業等に対する支援を行います。

産・学・官の連携<sup>®</sup>による新産業の創出

- 共同研究開発支援事業
- 食料特区活用支援事業



## 自然と調和した潤いのあるまち

### (1) 自然環境の保全と潤いのある空間の整備

豊かな自然や生活環境を良好に保ち後世に残していくため、自然環境の保全や環境教育など、各種事業を展開します。

岩木山の眺望の確保に努め、自然と農村風景が調和した景観づくりを進めるとともに、歴史的な街並みや建造物と調和した景観を守り育てます。

また、市民が身近に利用できる公園や緑地など潤いのある空間を整備します。



### (2) 廃棄物の減量と処理対策の推進

廃棄物の発生抑制やリサイクルを中心とした資源循環型社会への転換を図るため、容器包装リサイクル法による分別収集を円滑に推進するとともに、市民団体によるリサイクル活動を一層推進するほか、フリーマーケットなどの不要品再利用活動の普及促進を図ります。

また、一般廃棄物の最終処分場として、埋立処分場の増設整備を進めます。



※は P.58以降の用語解説参照

## 安全で快適なあずましいまち

### (1) 安全な生活環境の整備

消防防災体制を充実強化するため、消防拠点の整備を進めるほか、新市における災害時の迅速な通信手段である防災行政無線の統合など一元化した整備を進めます。

また、水害の危険度が高く、防災上重要性が高い河川を順次整備します。



### (2) 快適で便利な都市基盤の整備

新市の円滑な交通を確保するため、国道7号やアップルロードを結ぶ、広域環状道路をはじめ、新市の幹線道路や生活道路の整備を進めるほか、市民生活に重要なバス路線の維持に努めます。

上水道・簡易水道を合わせた普及率は98%を超えていますが、下水道の普及などによる水需要増加への対応や効率的な経営の観点から、配水区域の再編と水道施設の統合整備を計画的に進めます。

下水道施設については、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業を地域の状況に応じて進めます。特に、普及率が低い岩木地域の下水道施設整備の進捗を計画的に高めていきます。

土地区画整理事業\*などにより質の高い居住環境の整備を進めるほか、消流雪溝や雪置き場の整備を進め、市民、企業、行政が協力しながら雪対策に取り組めます。



## 4 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国、県の各種計画や諸制度との連携を図りながら進めるとともに、市民との連携と協働、行財政運営の効率化の視点に立って各種施策を展開します。

### (1) 市民との連携と協働

新市のまちづくりは、行政と市民が協働しながら進めていきます。

地域住民の声を市政に反映させる仕組みを構築するとともに、まちづくり団体等の活動支援を行い、市民参加のまちづくりをめざします。また、新市の将来を担う人材育成事業に取り組みます。

市民との連携と協働

市民参加のまちづくり構築事業  
新市まちづくり人材育成事業

### (2) 行財政運営の効率化

国の「三位一体改革」などにより、新市の財政状況がさらに厳しくなることが予測されることから、行財政運営のより一層の効率化を図ります。

行財政総合管理システム<sup>※</sup>により、施策、事業、組織を点検、評価し、事業の改廃や組織の見直しなどを進めます。

また、事務等の効率化を進め、待ち時間の短縮など窓口サービスの向上に努めます。

行財政運営の効率化

行財政総合管理システム推進事業  
事務等効率化推進事業

※は P.58以降の用語解説参照

## 第4章 青森県事業の推進

新市が引き続き津軽地域の中核都市として都市機能の集積と交流を促進する役割を果たしていくため、青森県が主体となって下記の重点施策における事業を進めていくこととしています。



事業名	事業の概要	整備地域
一般農道整備事業 (長前地区)	農地と農産物集出荷施設、さらには県道に接続する農道を整備し、農業生産流通の広域的体系の整備を図る	弘前地域
ふるさと農道緊急整備事業 (中別所地区)	農地と農産物集出荷施設、さらには市場へ結ぶ農道を整備し、農業生産流通の広域的体系の整備を図る	弘前地域
緊急農地集積ほ場整備事業 (第2鬼楯地区)	水田の排水不良、狭小農道の解消と規模拡大による作業形態の省力化、近代化を進め、地域農業の活性化を図る	弘前地域
農村総合整備事業 (弘前北部第2地区)	農道、農業用水路などの農業生産基盤や公園などの農村生活環境を総合的に整備し、地域農業の活性化を図る	弘前地域



安全な生活環境の整備

- 急傾斜地対策事業
- 大和沢ダム建設事業
- 広域基幹河川改修事業
- 火山砂防事業
- 砂防整備（自然災）事業

事業名	事業の概要	整備地域
急傾斜地対策事業 (一野渡地区)	急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止施設を設置し、土砂災害から人命、財産を守る	弘前地域
大和沢ダム建設事業	ダム建設により、大和沢川の洪水沿川の洪水被害を防止するとともに、大和沢川、土淵川及び腰巻川の正常流量を確保する	弘前地域
広域基幹河川改修事業 (平川) (後長根川)	自然環境の保全に配慮した河川改修により、洪水被害から沿川住民の人命、財産を守る	弘前・ 岩木地域
火山砂防事業 (百沢地区)	火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山活動に伴う異常な土砂流出から人命、財産を守る	岩木地域
砂防整備（自然災）事業 (乳井地区) (百沢地区)	事業河川流域における荒廃地域の保全を行うとともに、土砂流出防止施設の設置により、下流地域の人命、財産を守る	弘前・ 岩木地域

快適で便利な都市基盤の整備

- 道路整備事業
- 都市計画街路事業
- 岩木川流域下水道事業

事業名	事業の概要	整備地域
道路整備事業 (主) 大野波岡線 (仮) 石川大橋工区) (主) 弘前岳野ヶ沢線 (百沢工区) (主) 弘前柏線 (三和工区) (一) 小友板線(俣)線 (小友工区)	当該路線の急カーブ・幅員狭小な区間を解消し、移動時間を短縮することにより地域間の交流を促進する	弘前・ 岩木地域
都市計画街路事業 (3・3・3号下白銀福村線) (3・3・7号弘前黒石線)	都市内放射環状道路として整備し、市外から中心市街地へのアクセス強化を図り地域間の交流を促進する	弘前地域
岩木川流域下水道事業	岩木川流域下水道の処理場、幹線管渠等の設置・管理を県が主体となって引き続き実施する	弘前・ 岩木地域

## 第5章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、財政事情などを考慮して適正な配置をめざします。

また、統合整備に際しては、効率的かつ効果的な財政運営を基本とし、既存施設の有効活用や相互利用などを第一に検討するとともに、適正な住民サービスに向けた整備に努めます。



## 第6章 財政計画

### 1 財政計画の基本条件

#### (1) 基本的な考え方

財政計画は、新市建設計画の一部を構成するものであり、平成18年度から平成27年度までの10年間について、弘前市、岩木町、相馬村が合併した場合の財政的見地から検証し、新市の財政運営が可能であるかを判断するためのものです。

なお、本計画は、現在の経済状況・行財政制度を基本にするとともに、合併に伴う変動要因を加味し推計したものであり、今後の国の「三位一体改革」等に伴う地方財政制度の改正や社会経済情勢等の変動により変化します。

よって、新市においては、中・長期的な財政見込み及び単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行う必要があり、本計画は将来の予算編成を拘束するものではありません。

#### (2) 計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間とします。

#### (3) 計画の範囲

普通会計で作成します。

※普通会計：国民健康保険、介護保険等の特別会計や、病院事業、土水道事業の公営企業会計を除いたもので、自治体の財政状況を比較するために通常用いられている会計区分

#### (4) 計画の構成



## 2 財政推計

### (1) 各費目の詳細条件

#### 【歳入】

市町村税	平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計 人口推計等から見ると住民税のマイナス要因はあるものの、一方では税制改革によるプラス要因も予想されることから平成16年度決算ベースで推計
課与税* 利子割交付金*	課与税は、平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計 利子割交付金は、平成16年度決算見込額をベースに伸び率、平成17年度▲61.3%、平成18年度▲41.9%、平成19年度▲53.0%、平成20年度▲92.42%、平成21年度▲32.14%、平成22年度以降平成21年度と同額で推計
その他交付金等	平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計
地方交付税	平成17年度分は地方財政対策をベースに試算し、平成18年度以降伸び率0.0%で推計 公債費分、事業費補正分は別途考慮 臨時財政対策債*は、平成18年度まで継続、平成19年度以降は地方交付税に振替
国・県支出金	歳出に連動
地方債	歳出に連動 減税補てん償*は、各団体に推計 臨時財政対策債は、平成17年度▲23.2%、平成18年度伸び率0.0%と推計し、平成19年度以降は地方交付税に振替
その他	特定財源*：歳出に連動 一般財源*：原則、平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計

#### 【歳出】

人件費	退職手当等を除き平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計 退職手当等は、所要額で推計
扶助費*	平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計
公債費	新規借入見込分の償還条件は、過疎債*12年（3年割置）、その他の地方債は20年（3年割置）とし、年利率2.0%で推計 臨時財政対策債は、年利率1.2%で推計
養老建設事業*	収支均衡のとれる範囲内での事業費を計上
その他	繰出金*は、各団体に推計、特別会計の収支と連動 平成18年度に新市まちづくり基金3,050百万円の積立を見込む その他行政経費については、平成16年度決算見込額をベースに平成17年度以降伸び率0.0%で推計

## (2) 弘前市、岩木町、相馬村の現状のままでの財政推計

3市町村が現状のまま推移した場合の将来10年間にわたる収支見込額を推計しました。推計にあたっては、平成16年度決算見込に基づき積算をしました。

### 《弘前市、岩木町、相馬村の現状のままでの財政推計》

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	市町村税	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	10,080	
	譲与税・交付金	4,078	4,064	4,057	4,051	4,052	4,057	4,057	4,057	4,057	
	地方交付税	18,608	20,670	20,612	20,493	20,275	19,920	19,701	19,471	19,317	19,317
	国・県支出金	13,109	13,600	13,077	13,157	13,237	13,320	13,423	13,517	13,613	13,613
	地方債	5,130	3,704	2,196	2,027	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930
	その他	5,510	5,529	5,485	5,461	5,372	5,315	5,270	5,270	5,270	5,270
	歳入合計	66,524	66,725	64,516	64,284	63,960	63,640	63,470	63,334	63,276	63,276
歳出	義務的経費	34,056	34,660	34,252	34,947	33,806	33,343	33,244	32,837	32,139	32,139
	人件費	10,546	10,962	10,469	11,301	10,282	9,984	10,017	9,857	9,385	9,385
	扶助費	14,235	14,370	14,507	14,645	14,784	14,925	15,067	15,211	15,356	15,356
	公債費	9,275	9,318	9,330	9,101	8,740	8,434	8,160	7,769	7,398	7,398
	普通建設事業	6,753	6,581	5,445	5,169	5,169	5,169	5,169	5,169	5,169	5,169
	その他	25,222	25,619	25,428	25,623	25,694	25,589	25,584	25,560	25,662	25,662
	歳出合計	66,031	68,600	65,125	65,739	64,709	64,111	63,997	63,566	62,800	62,800
歳入－歳出	▲ 507	▲ 2,125	▲ 999	▲ 1,455	▲ 999	▲ 471	▲ 327	▲ 232	416	416	
各年度末財政調整基金 <sup>※</sup> 残高	3,445	1,320	711	▲ 744	▲ 1,353	▲ 1,834	▲ 2,351	▲ 2,583	▲ 2,167	▲ 1,751	

※は P.58以降の用語解説参照

### (3) 合併に伴う財政影響額等

合併により増える財源と加減される経費（合併効果）を積算しました。

#### ① 合併に伴う主な削減経費

○特別職の削減額……………10年間の削減分（歳出）**820百万円**

特別職について、四役各1名とし、給与等については弘前市の例により試算しました。

○議会議員の報酬等削減額……………10年間の削減分（歳出）**815百万円**

議会議員については、在任特例を平成19年4月30日まで適用し（現状の市町村の議員数）、報酬はこれまでのそれぞれの報酬の額とし、政務調査費は弘前市の額としました。在任特例適用後は、議員数を34名、弘前市の報酬額の例により試算しました。

○一般職員人件費の削減額……………10年間の削減分（歳出）**785百万円**

●一般職の退職者不補充分……………(994百万円)

合併により、管理部門等の職員に余剰人員が見込まれることから、退職者の一部不補充により、10年間で71人減員するものとして試算しました。

●一般職員の退職金分……………(209百万円)

岩木町、相馬村の一般職員の退職金について弘前市の例により試算しました。（岩木町、相馬村にかかる退職手当組合負担金及び退職手当組合脱退にかかる積算金を加減しました。）

○合併により削減される一般行政経費削減額  
……………10年間の削減分（歳出）**2,558百万円**

合併により、削減される経費として物件費については、委託料を除き10年間で10%削減を見込み、補助費等については、一部事務組合及び他の特別会計に対する経費を除き、9年間で10%削減を見込み試算しました。

#### ② 行政サービスの向上及び住民負担の格差是正のための経費と財源

○法人住民税等の不均一課税……………5年間の所要額（歳入）**490百万円**

岩木町、相馬村の税負担の急激な負担増を抑える措置として、法人住民税法人割、固定資産税、都市計画税については5年間の不均一課税として試算しました。

○生活保護等福祉関係事務費……………10年間の所要額（歳入）**1,476百万円**  
の加減（歳出）**2,438百万円**

生活保護費、児童扶養手当関係事務について、岩木町、相馬村の区域分の事務が県から市に移行されることを見込み試算しました。

日常生活用具給付事業等福祉事業の補助率が市と町村で異なることから、市としての補助率で試算しました。（市： $\frac{1}{2}$ 、町村： $\frac{3}{4}$ ）

- 電算システム構築経費……………2年間の所要額(歳出) **400百万円**  
 基幹業務以外の電算システム構築経費を平成18年度及び平成19年度の  
 2年間で試算しました。

### ③ 合併特例債事業等に係る経費と財源

- 合併特例債事業等……………総事業 15,687百万円  
 10年間の所要額 (歳入) 地方債、普通交付税算入分等 **9,828百万円**  
 (歳出) 普通建設事業費、公債費等 **7,762百万円**

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う市町村の一体化、均衡ある発展のための戦略プロジェクト事業等に対して、合併の年度及びそれに続く10年間、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が交付税に算入されます。

新市では、戦略プロジェクト事業のほか、当初推計で見込んだ建設事業の財源として振り替えて積算しました。

〔参考：上記合併特例債事業は、普通会計以外にも4,743百万円を見込んでおり、現時点では合併特例債事業総額では20,430百万円となっています。〕

- 新市まちづくり基金……………3,050百万円(平成18年度造成)  
 10年間の所要額 (歳入) 地方債、普通交付税算入分 **4,158百万円**  
 (歳出) 積立金、公債費 **4,850百万円**

合併市町村が新市建設計画に基づいて行う新市まちづくり基金の造成に対して、合併特例債を借入れすることができます。後年度、元利償還金の70%が交付税に算入されます。

### ④ その他

- 合併による交付税の増額……………(歳入) **1,794百万円**  
 合併後5年間、合併後の臨時的経費に充てるため年額266百万円(総額1,330百万円)を普通交付税に上乗せし試算しました。

また、合併後3年間、特別交付税に総額464百万円を上乗せし試算しました。

- 合併による県の市町村合併支援特別交付金<sup>※</sup> ……(歳入) **500百万円**  
 合併後5年間、市町村建設計画に掲げられた合併に伴い必要となる臨時的事業に充てるため年額100百万円(総額500百万円)を見込みました。

合併に伴う財政影響額等	<b>7,774百万円</b>
(歳入)	<b>18,246百万円</b>
(歳出)	<b>10,472百万円</b>

※は P.58以降の用語解説参照

《合併に伴う財政影響額等一覧》

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
歳入	市町村税	0	0	0	0	0	98	98	98	98	490	
	譲与税・交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方交付税	500	475	500	483	774	669	754	853	910	988	5,915
	国・県支出金	▲270	▲889	12	147	▲140	▲253	▲160	▲216	▲328	▲282	▲2,303
	地方債	3,662	928	980	1,883	994	947	924	879	1,893	752	13,351
	その他	▲56	▲48	3	▲15	▲1	▲1	0	0	0	▲1	▲117
	歳入合計	3,838	396	1,512	3,098	1,621	1,453	1,610	1,614	2,573	1,555	18,240
歳出	義務的経費	▲161	390	307	451	587	682	350	643	677	748	4,744
	人件費	▲457	32	▲134	▲90	▲152	▲147	▲331	▲320	▲354	▲452	▲2,429
	扶助費	243	244	243	244	244	244	244	244	244	244	2,438
	公債費	53	84	98	303	405	585	637	728	787	956	4,726
	普通建設事業	▲200	▲287	▲193	698	620	567	722	579	1,364	219	4,182
	その他	1,247	86	▲5	▲140	▲194	▲271	▲319	▲373	▲423	▲469	1,546
	歳出合計	3,888	560	98	1,010	1,013	978	953	840	1,618	498	10,472
歳入－歳出	950	▲203	1,414	1,088	608	477	657	765	955	1,057	7,774	

各年度末 財政調整基金残高	950	747	2,161	3,249	3,857	4,334	4,991	5,756	6,711	7,774
------------------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

## (4) 財政計画

弘前市、岩木町、相馬村の現状のままでの財政推計に、合併に伴う財政影響額等を加味した「財政計画」は、次のとおりです。

### 《財政計画》

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入	市町村税	10,089	10,089	10,089	10,089	10,089	10,187	10,187	10,187	10,187	
	譲与税・交付金	4,078	4,084	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	
	地方交付税	19,114	21,145	21,118	20,976	21,040	20,586	20,455	20,324	20,227	20,305
	国・県支出金	12,833	12,780	13,089	13,394	13,691	13,974	13,263	13,301	13,285	13,331
	地方債	8,792	4,532	3,185	3,510	2,924	2,877	2,854	2,800	3,823	2,682
	その他	3,454	5,481	3,400	3,440	3,371	3,314	3,270	3,270	3,270	3,200
	歳入合計	69,369	67,091	66,928	66,392	65,581	65,095	65,086	64,948	65,549	64,821
歳出	義務的経費	33,895	35,010	34,459	35,388	34,303	34,025	33,794	33,480	32,816	32,887
	人件費	10,089	10,994	10,273	11,105	10,130	9,837	9,686	9,528	9,031	8,933
	扶助費	14,479	14,614	14,750	14,889	15,028	15,165	15,311	15,455	15,600	15,600
	公債費	9,328	9,402	9,404	9,404	9,235	9,019	8,797	8,407	8,185	8,354
	普通建設事業	6,553	8,294	5,344	5,868	5,789	5,736	5,891	5,748	6,533	5,388
	その他	28,409	26,115	25,438	25,487	25,400	25,328	25,265	25,187	25,129	25,083
	歳出合計	69,917	69,419	65,223	66,740	65,362	65,080	64,950	64,415	64,478	63,358
歳入－歳出	443	▲2,328	805	▲367	▲1	0	136	533	1,071	1,473	

各年度末 財政調整基金残高	4,306	2,067	2,872	2,505	2,504	2,510	2,648	3,179	4,530	6,023
------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

■資料 用語解説

頁	用語	解説
4頁	地方分権	行財政の権限を中央統制機関に集中させずに、それぞれの地方公共団体が十分な権限と財源を持ち、自らの判断と責任に基づいて自主的、主体的に行政を推進していくこと。
5頁	コミュニティ	一定の地域に居住する人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域や集団、地域社会、共同体。
5頁	長期債権	公債残高に借入金残高などを加えた国の長期債務と、地方債残高などの地方の長期債務を合計したもの。
5頁	三位一体改革	地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の競争力拡大を、同時にめざす改革。
5頁	税源移譲	地方自治体の課入の約4割を占めている。国が徴収した税金から分配される補助金や交付金などの一部を、自治体自身が地方税の形で徴収するように改めること。
5頁	地方交付税	地方税収入の不均衡による財政力格差を解消するため、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部を地方公共団体の人口、面積などに応じ一定の計算方法で算定して交付されるもの。
6頁	協働	住民、団体、企業、行政が、今まで以上に協力関係を築き、まちづくり等を進めること。
9頁	市街化区域 市街化調整区域	都市計画法第7条により、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区域区分されている。 ・市街化区域は、既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域である。 ・市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域を定めず、造林為業用の建築物等や一定の要件等を満たした開発行為以外は許可されない。
16頁	純生産	市内での生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額を1年を単位として把握したもの。
19頁	帰属利子	銀行等の金融機関の生産額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、銀行の受取利子及び配当から支払利子を引いた金額をさす。
27頁	グローバル化	経済や社会生活における相互依存関係が国家等の枠を超えて世界的に広がっていくこと。
27頁	コンベンション	比較的大規模な集会・会議のこと。展示会や見本市、さらにはイベントなども含む。
27頁	資源のリサイクル	資源の有効（循環）利用、環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。資源再生。
27頁	循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものはできるだけ資源として利用し、どうしても使えない廃棄物は適正に処理する環境にやさしい社会。
31頁	あずましい	気持ちが良い、ゆったりした、居心地が良い、落ち着く等の意味を込めた津軽弁。
32頁	スケールメリット	規模を大きくすることによって、合理化や効率化が図られることをさす。
32頁	水資源のかん養	雨水を地表や地中に一時蓄えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止など、自然の持つ機能。
33頁	グリーン・ツーリズム	農作業、農家料理、農村文化等、農村が残っている様々な資源を活用した体験・滞在型の余暇活動。
38頁	合併特例債	合併に伴い必要となる事業に対し、合併年度及びこれに続く10か年に限り新自治体が発行できる地方債のこと。その元利償還金の7割について、後年度に普通交付税の基礎財政需要額に算入される。
38頁	基金	ある特定目的のために、財源を確保し、資金の積み立てや定額の拠出を運用するために設けられる資金。自治体の貯金（貯蓄）のこと。

頁	用語	解 説
38頁	地域イントラネット	地域の役所、図書館などをインターネットを利用して高速で結ぶLANのこと。LANは、Local Area Network（狭域情報通信網）の略で、同一建物等においてコンピュータ等を回線で接続し、データやプリンタ等を共有化するネットワーク。
38頁	サインナビゲーション	標識（サイン）と誘導案内（ナビゲーション）を組み合わせた施設。
41頁	光ファイバー	電気通信を光（レーザー光線）の強弱に変えてデータを送受信する情報伝送路。極めて細い線状のガラスでできており、高速、大容量なデータを伝送する利点を持つ。
42頁	地産地消	地元の水産物や加工品を地元で消費することをいう。産品を地元で消費することにより、お金が地域の中を循環することになり、地域の経済活性化が期待される。
44頁	産学官(の)連携	新産業・技術の創出・育成や経済競争力の向上を目的として、産業界（企業など）、学会（大学などの研究機関）、官（行政）が協力しながら取り組むこと。
44頁	構造改革特区	「構造改革特別区域法」に基づく構造改革特別区域のこと。特定の地域に限定し、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により科学技術・IT・物流・産業・環境等の分野における規制を緩和・撤廃する等特別な措置を講じて地域経済の活性化を図ろうとするもの。
46頁	土地区画整理事業	良好なまちづくりのために、乱雑な既成市街地、整然序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画市街を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業のこと。
47頁	行財政総合管理システム	総合計画の目標すまじづくりを推進体系で捉え、成果重視の視点で施策・基本事業や事務事業の評価を行い、総合計画の基幹管理に活用していくことを目的としたシステム。
52頁	譲与税	一旦国税として徴収されその後市町村に譲与する税をいう。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。
52頁	利子割交付金	住民税として前に納付された利子割（利子等の支払いを受ける者に対して課する）の一部が市町村に交付される交付金をいう。
52頁	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債をいう。
52頁	減税補て人情	地方税の特別減税等による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として認められている地方債をいう。
52頁	特定財源	歳入のうちで、用途が指定されている収入をいう。国庫支出金、地方債等。
52頁	一般財源	歳入のうちで、用途が指定されていない収入をいう。地方税、地方譲与税、地方交付税等。
52頁	扶助費	社会保障制度の一環として、地方公共団体が、各種法令（生活保護法等）等に基づき、福祉助成者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。
52頁	過疎債	過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により公示された市町村が、同法第6条の規定により指定する過疎地域自立促進市町村財源に基づき実施する事業に対して発行が認められる地方債をいう。
52頁	普通建設事業	道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共用又は公用施設の新增設等の建設事業に要する投資的経費をいう。
52頁	繰出金	一般会計と特別会計（国庫事業会計等）又は特別会計相互間において支出される経費をいう。
53頁	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
55頁	市町村合併支援特別交付金	合併に伴い必要となる臨時的な経費に係る負担を軽減するとともに、市町村建設計画の達成を支援するために、合併市町村に対して交付する単年度の交付金。

## 新市建設計画

発行 平成17年3月  
弘前・岩木・相馬市町村合併協議会  
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1  
TEL.0172-35-1111(代)内線497  
FAX.0172-35-7956  
mail:gappel@hi-it.net  
URL : <http://www.net.pref.acmori.jp/his-gappel/>



